

発展強化計画

2019年度～2023年度

社会福祉法人 **安城市社会福祉協議会**



安城市社会福祉協議会発展強化計画の策定

～基盤強化計画の次の段階として～

私たち安城市社会福祉協議会（以下「安城市社協」）は、安城市が誕生した1952（昭和27）年5月に設立され、67年が経過しました。

2008（平成20）年度からは、市と安城市社協が合同で、安城市地域福祉計画を策定し、地域福祉の理念及び住民主体の地域福祉活動の充実を目指して取り組んでまいりました。

安城市社協は、2009（平成21）年4月、安城市福祉事業団との統合を契機として、各種の福祉事業や各中学校区にある福祉センターの受託経営を行うなど大きな環境の変化がありましたので、2011（平成23）年度からは、組織の基盤強化と独自の事業展開に関する「基盤強化計画」を策定して活動してきました。

この間、社会構造の変化や人々の暮らしの変化には著しいものがあり、安城市社協も時代のニーズに柔軟に対応できるような人的・物的能力を備えて行かねばなりません。そのような状況の中、基盤強化計画の次の段階として、「発展強化計画」をここに策定するものであります。

2019（平成31）年3月には第4次安城市地域福祉計画が策定され、5月から元号も改まり、まさに新しい時代が始まろうとしています。それに合わせるように、「地域共生社会」というキーワードが厚生労働省より示されています。これは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会的資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創って行くという理念・理想です。

本計画は、このような理想を達成するため実施して行くものでありますが、その推進にあたっては、民生・児童委員、町内会、町内福祉委員会、各ボランティア団体、行政、財界、医療関係者、関係各機関の助力が必要不可欠であります。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画は、正真正銘、安城市社協職員の手作りであり、各部門で職員各自が多数の議論を重ねて、さらに理事、評議員の皆様のご助言によって出来上がってきたものです。安城市社協が、独自にこのような計画を策定できたことを、組織を統括する者として誇りに思い、心からお礼申し上げます。

2019年3月

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

会長 神谷 明文

《目次》

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯及び背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置付け及び期間	1
4 計画策定の体制	2

第2章 基本理念及び基本目標

1 計画の体系	3
2 基本理念	5
3 基本目標	7

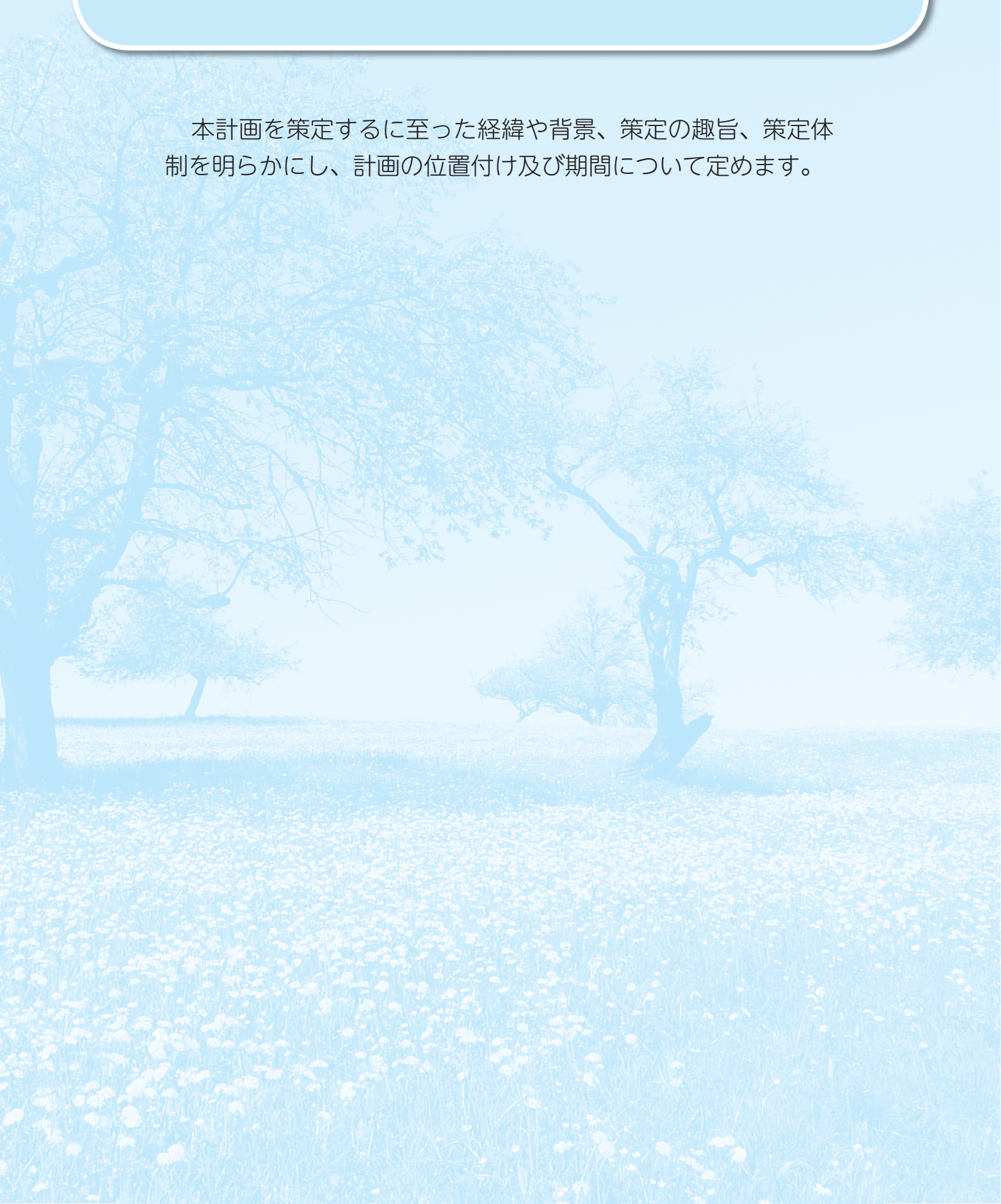
第3章 今後の取組

第1節 本計画における今後の取組	12
第2節 組織体制の強化	
1 人材の育成	14
2 組織の透明性	16
3 安定した経営	18
第3節 各事業の取組	
1 地域福祉活動推進事業部門	20
2 相談支援事業部門	27
3 福祉サービス事業部門	41
4 福祉センター事業部門	46
第4節 全体に関する取組	
1 災害への対応	50
2 「あらゆる地域生活課題」を見据えた地域づくり	54

資料編	56
-----	----

第 1 章 計画策定にあたって

本計画を策定するに至った経緯や背景、策定の趣旨、策定体制を明らかにし、計画の位置付け及び期間について定めます。



1 計画策定の経緯及び背景

安城市社会福祉協議会（以下「安城市社協」という。）は、2008年度にそれまで独自に策定していた「安城市地域福祉活動計画」を、市が策定する「安城市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）」と合同計画とし、地域福祉の理念の共有化や住民主体の地域福祉活動の在り方をまとめ、取り組んできました。

この地域福祉計画は、市が策定する地域福祉を推進する総合的な行政計画であるため社会福祉法人である安城市社協の基盤強化や独自の事業展開に関する部分を含めず、これらの内容として「基盤強化計画（2011年度～2018年度計画）」を安城市社協単独で策定し、2014年度には第1次評価改定版としての見直しを行いました。

近年、社会福祉法の改正をはじめとする国の施策でも地域福祉活動の重要性は増しており、市町村が包括的な支援体制の整備に努める条項が追加されるなどしています。そうした中で従来から地域福祉活動の推進に取り組んできた社会福祉協議会への期待も高く、その取組に一定の成果が求められてきています。

このような状況の中で、基盤強化計画の次の段階として「発展強化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、安城市社協の使命を再確認するとともに安城市社協内外に今後の方向性を示していくことが必要となっています。

2 計画策定の趣旨

地域社会における安城市社協の存在意義を改めて見直し、事業内容のみではなく人材育成や財政基盤など、組織や取組を発展させ、強化する必要があります。

本計画の策定により、安城市社協が今後もさらに住民に必要とされる法人となるための理念や目指すべき方向性を明確にし、役員と職員が一丸となって、安城市社協の人材、財政基盤など組織体制の強化を図るとともに、それぞれの事業をこれからどのように発展させていくか、その在り方を示します。

3 計画の位置付け及び期間

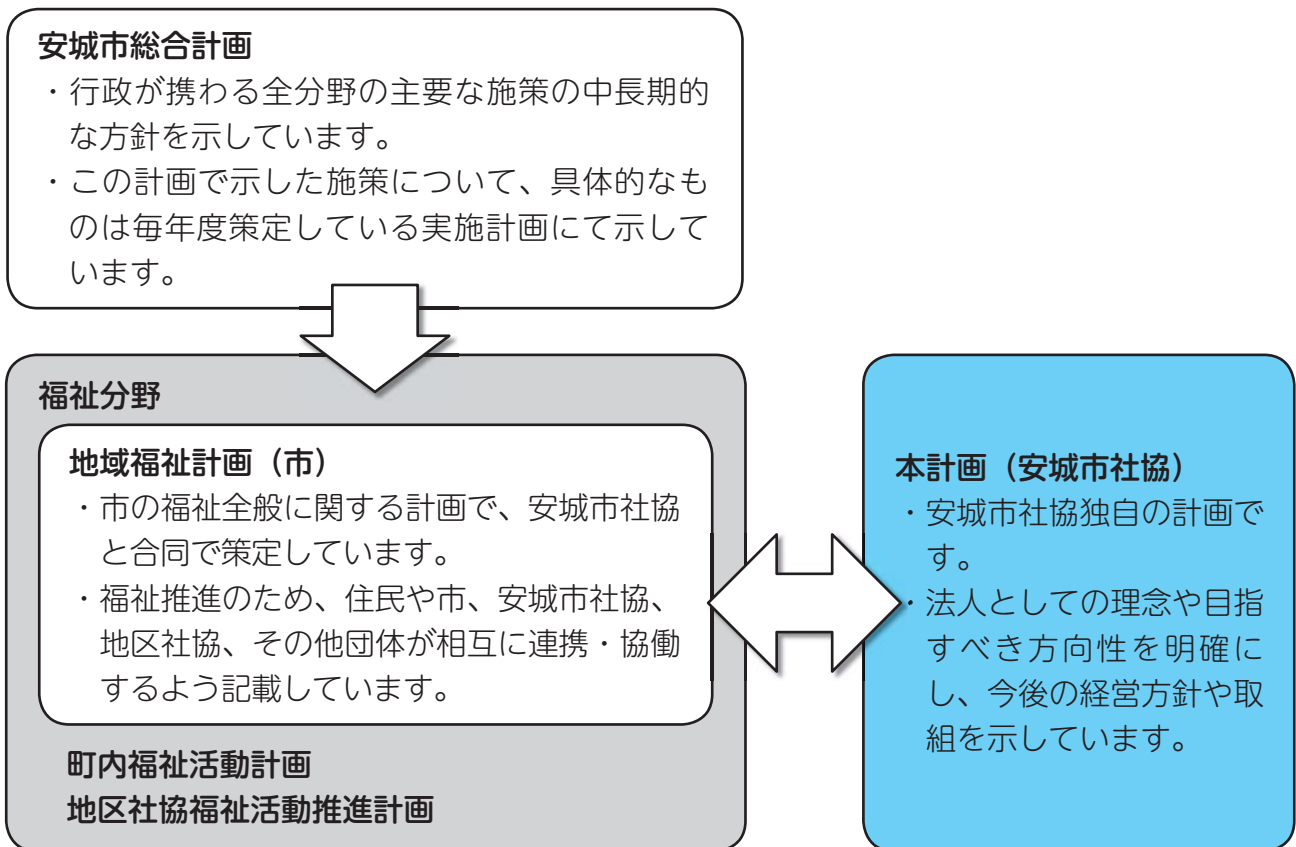
安城市社協としての理念や目指すべき方向性を明確にし、事業を推進するための指針として本計画を位置付けます。

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とし、毎年度評価を行います。

また、2022年度から本計画を基に次期計画の策定に向けて準備を行います。

西暦	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23
安城市社協 安城市	基盤強化計画								本計画				
	第2次安城市 地域福祉計画 ※社協合同策定			第3次安城市 地域福祉計画 ※社協合同策定				第4次安城市 地域福祉計画 ※社協合同策定					

なお、市の計画と本計画の位置付けは下図のとおりです。



4 計画策定の体制

(1) 発展強化計画準備委員会

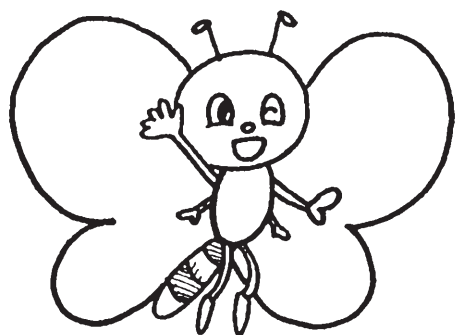
安城市社協事業の各分野から選出された準備委員で構成され、2017年度において、基盤強化計画の反省や本計画の策定方針について協議を行いました。

(2) 発展強化計画策定実行委員会

本計画策定のため、2018年度計画策定作業の全体を取りまとめました。

(3) 部門別検討部会

安城市社協事業の部門ごとに部会を設置し、各事業の取組についての検討や策定実行委員会で協議をする案の策定作業を行いました。



第2章 基本理念及び基本目標

1 計画の体系

基本理念を具体化するため、5つの基本目標と、その基本目標に対応する今後の取組内容を体系化したものです。

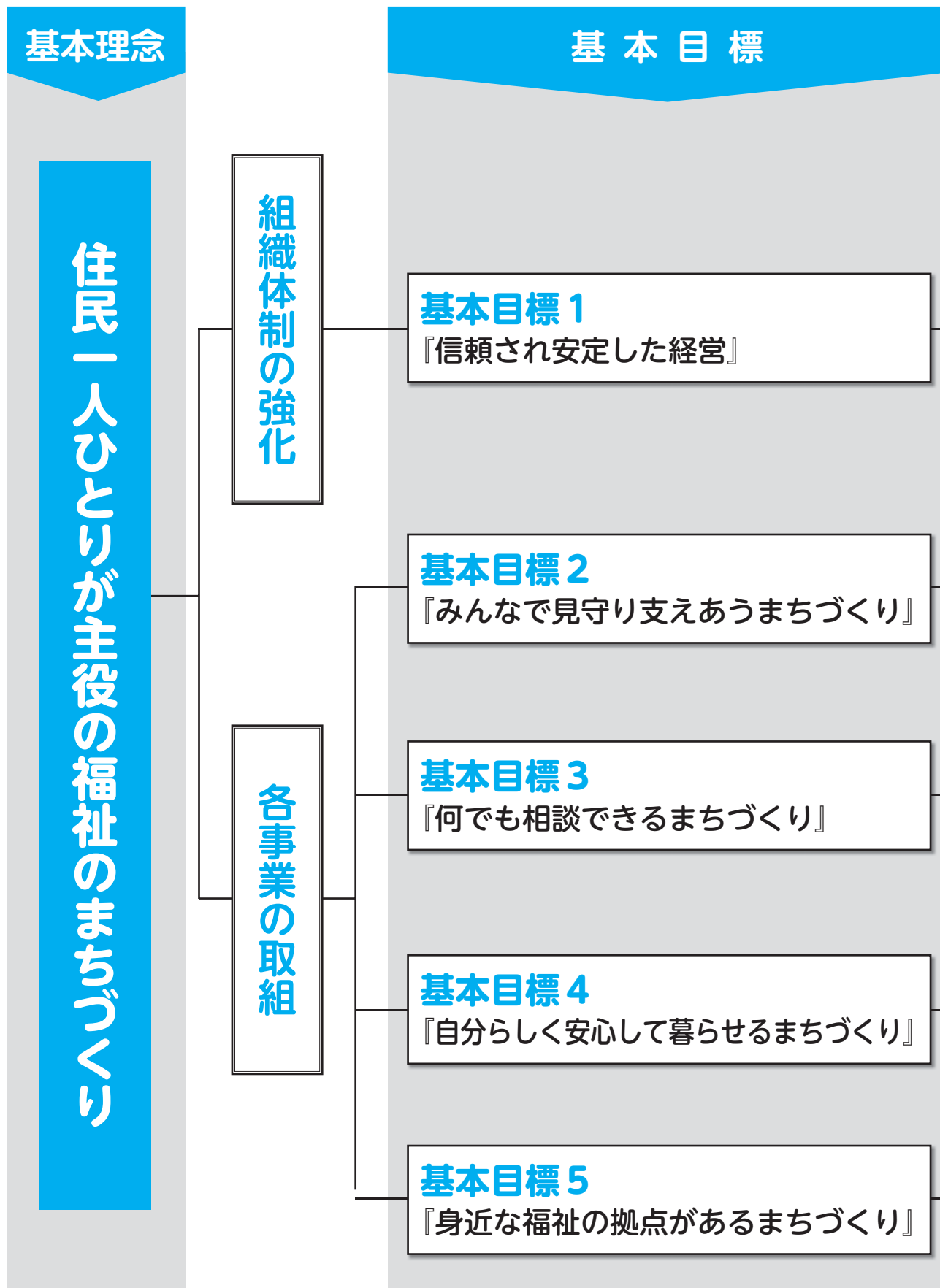
2 基本理念

安城市社協が考える福祉社会を実現するため、どのようなまちづくりを目指すのかを基本理念として掲げます。

3 基本目標

掲げられた基本理念を具体化するために目指すものとして、基本目標を設定します。

1 計画の体系



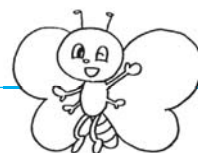
今後の取組

項目	内容
人材の育成	1. 職員の人づくり
	2. 研修体系の充実
組織の透明性	1. 情報公開
	2. 組織を横断した連携
安定した経営	1. 財源と事業運営
	2. ガバナンス強化
コミュニティ ソーシャルワークの 推進	1. 多様な主体による地域福祉活動 の推進
	2. ボランティア・市民活動の活性 化推進
相談支援の強化	1. 連携体制の強化
	2. 相談体制の充実
困りごとを抱えた 人への支援	1. 相談の体制づくり
	2. 支援体制の整備
事業所としての 責任	1. ホームヘルプサービスの質の向上
	2. 身体障害者デイサービスの対応強化
社協としての役割	1. 制度外の社協独自サービス
地域福祉活動の 拠点づくり	1. 活動拠点としての充実
	2. 相談拠点としての充実
	3. 連携体制の強化

全体に関係 する取組

・「あらゆる地域生活課題」を見据えた地域づくり
・災害への対応

2 基本理念



安城市社協は、

『住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり』

を目指します。

安城市社協は、個人の問題を地域のみんなの問題として受け止め、その人自身の意思決定を尊重し、住民一人ひとりの力を引き出しながら、みんなで解決していく地域社会づくりを進めます。

そのために、自らも必要なサービスを提供しながら、町内福祉委員会や民生・児童委員、ボランティア、NPOをはじめとする地域のみなさんの活動を支援するとともに、さまざまな関係機関や行政と連携して地域福祉の推進に取り組みます。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていただけるように、安城市社協の基本理念を、「住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり」とします。

※社会福祉法より抜粋

第十章 地域福祉の推進

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

■ とりまく現状と課題

近年、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化が進む中、高齢化に伴う認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」などの社会問題が身近になる一方、福祉業界の離職率の高さや慢性的な人材不足などもあり、公的な福祉サービスだけで要支援者を支援していくことが困難になっています。

また、今後、8050問題（高齢の親と働いていない独身の子のみの世帯）、ダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯、若年層の無就業者、社会的孤立、生活困窮・子どもの貧困などが顕著化する中、既存の制度だけでは対応しがたい制度の狭間にある課題に対応できる社会が必要です。特に社会福祉法人においては、透明性の高い運営だけでなく地域における公益的な取組が求められています。

反面、地域コミュニティの希薄化をひとつの要因とした地域の子育て力や見守り力の低下に伴う育児の孤立化や児童虐待、高齢者等の孤立死は安城市でも憂慮される問題です。

このような社会状況の中、国は「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会の実現を目指し、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」などを経て、地域包括ケアシステムの強化のために介護保険法を、包括的な支援体制の整備のために社会福祉法を改正し、2017年12月「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」などで市町村の役割を示しています。

こうした状況を踏まえ、全国社会福祉協議会も2017年5月「生活支援活動強化方針」を改定、同年12月「地域共生社会の実現に向けた社協の事業活動の展開について」では、「各社協がこれまでの実践を振り返りながら、今後の地域福祉のあり方（目指すべき姿）や事業・活動等の展望を主体的に描くことであり、具体的な行動を実践として示す」ことを助言しています。

3 基本目標

基本目標 1 『信頼され安定した経営』

■安城市社協が目指す方向性

地域から信頼され、より良いサービスを継続的かつ安定的に提供するため、「人材の育成」「組織の透明性」「安定した経営」の3つを柱とし、今後の事業展開を行います。

「人材の育成」では、職員一人ひとりの質の向上、また、それを支える研修体系の充実を図ります。

「組織の透明性」では、外部への積極的な情報公開・発信をしていくとともに、組織内部における情報交換の活性化、事業連携を強化します。

「安定した経営」では、法人としての方向性の確立や財政基盤の強化、ガバナンスの強化を目指します。

■目標に対応する取組

項目	内容
人材の育成	1. 職員の人づくり
	2. 研修体系の充実
組織の透明性	1. 情報公開
	2. 組織を横断した連携
安定した経営	1. 財源と事業運営
	2. ガバナンス強化

基本目標 2 『みんなで見守り支えあうまちづくり』

■安城市社協が目指す方向性

住民主体の地域福祉活動では、引き続き個別課題の援助に取り組む地域を支援していくとともに担い手の養成やネットワーク構築を行う生活支援コーディネーターとしての機能強化を図ります。また、これまで主な活動者であった住民だけでなく、企業や福祉関係者等、多様な主体による地域福祉活動の充実を図ります。

ボランティア活動・市民活動においては、既存のボランティア活動者の支援や学校を中心とした福祉教育だけでなく、個人や地域のニーズにあった新たな分野でのボランティアの育成と活用を図り、地域と連携した事業展開をしていきます。

地域のさまざまな課題を解決するため、当事者だけでなく住民やボランティア、福祉関係者、企業などの力を最大限に活かし、新たな解決の仕組みを共に創出できるよう取り組みます。また、引き続き、個人や地域のニーズに応え、寄り添い、多様な主体を巻き込む地域づくりを行う「コミュニティソーシャルワークの推進」を目指します。

■目標に対応する取組

項目	内容
コミュニティ ソーシャルワークの 推進	1. 多様な主体による地域福祉活動の推進
	2. ボランティア・市民活動の活性化推進

基本目標 3 『何でも相談できるまちづくり』

■安城市社協が目指す方向性

安城市社協では、既存の支援制度の有無を問わず、住民からの困りごとを受け止め、さまざまな関係機関と協働・連携し、解決に向けた相談援助ができる体制と職員の資質向上を目指します。

また、ニーズを把握するため、積極的にアウトリーチを行うとともに、さまざまな関係機関と連携して、「個人で抱える悩み」にも「地域で抱える悩み」にも寄り添い、解決に向けて希望が持てる、何でも相談できるまちづくりを目指します。

■目標に対応する取組

項目	内容
相談支援の強化	1. 連携体制の強化
	2. 相談体制の充実
困りごとを抱えた人への支援	1. 相談の体制づくり
	2. 支援体制の整備

基本目標 4 『自分らしく安心して暮らせるまちづくり』

■ 安城市社協が目指す方向性

福祉サービスを提供する事業者として、適正なサービス提供はもちろん、利用者との関係性を大切にし、気軽に相談したり本音を言ってもらえることを目指します。

また、専門職として利用者本人が気づいていない問題も発見し、安城市社協内だけでなく、さまざまな関係機関と適切に連携していきます。

そして、発見されたニーズや他の関係機関から寄せられたニーズに対し、住民や地域の社会資源ですぐに対応できないときは、社協自らサービスを開発し提供する姿を示していくことで、支援者や活動者の育成を促していきます。

■ 目標に対応する取組

項目	内容
事業所としての責任	1. ホームヘルプサービスの質の向上
	2. 身体障害者デイサービスの対応強化
社協としての役割	1. 制度外の社協独自サービス

基本目標 5 『身近な福祉の拠点があるまちづくり』

■安城市社協が目指す方向性

安心して地域の中で暮らすために、福祉センターが趣味の活動やボランティア活動などの生きがいづくりの場、活動拠点であるとともに、福祉について気軽に安心して相談できる相談拠点となるように経営をしていきます。

そのために、他の関係機関との連携を強化していくとともに、職員の資質向上を図ります。

■目標に対応する取組

項目	内容
地域福祉活動の拠点づくり	1. 活動拠点としての充実
	2. 相談拠点としての充実
	3. 連携体制の強化

第3章 今後の取組

第1節 本計画における今後の取組

第2節以降の記載内容や進捗管理方法について定めます。

第2節 組織体制の強化

基本目標1：「信頼され安定した経営」の達成を目指し、組織体制の強化に取り組む内容を掲げます。

第3節 各事業の取組

基本目標2：「みんなで見守り支えあうまちづくり」の達成を目指し、地域福祉活動の推進に取り組む内容を掲げます。

基本目標3：「何でも相談できるまちづくり」の達成を目指し、相談支援窓口の強化に取り組む内容を掲げます。

基本目標4：「自分らしく安心して暮らせるまちづくり」の達成を目指し、福祉サービス事業の強化に取り組む内容を掲げます。

基本目標5：「身近な福祉の拠点があるまちづくり」の達成を目指し、福祉センター事業の強化に取り組む内容を掲げます。

第4節 全体に関する取組

災害への対応：

災害への対応に対する、安城市社協の捉え方や考え方を掲げます。

「あらゆる地域生活課題」を見据えた地域づくり：

「あらゆる地域生活課題」を見据えた地域づくりに対する、安城市社協の捉え方や考え方を掲げます。

第1節 本計画における今後の取組

安城市社協の現状・成果・課題

基盤強化計画からの振り返りや、安城市社協の現状、課題について記載しています。

第2節 組織体制の強化

■安城市社協の現状・成果・課題

基盤強化計画では「信頼される社協」を基本目標の一つに掲げ、「人材育成」「組織の活性化」「財政基盤の強化」という3つのテーマで取り組んできました。
「人材育成」では、2016年度から新たな人事考課制度を創設・適用し、公平かつ透明性を保てる労働環境づくりを行うとともに、職員の自己啓発活動の支援や管理職等役員研修など研修体系を整備しました。

「組織の活性化」では、内部ネットワークによる組織内連携の強化、部署横断的なプロジェクト会議による協働促進と意思統一を図るとともに、理事・評議員の運営参画の拡大のひとつとして、広報紙「あじょう社協だより」のモニター制度を行い、多様な知見を活かして広報紙を充実しました。また、法令を遵守するべく弁護士や税理士などの有資格者による指導や職員向け勉強会を開催し、内部チェック体制の強化を図り社会的責任への対応について取り組みました。

「財政基盤の強化」では、社協会員の拡大のために職員が社協のセールスマンとしての意識を持って市民に働きかけるとともに、集まった会費の活用方法を検討しました。また、安城市社協の自主財源となる福祉基金や善意銀行、「自分の町をよくするしくみ」として募金いただいている共同募金に、住民の理解と協力が得られるよう依頼や活用方法をプロジェクト会議で検討しました。さらに、新たな財源の確保を検討し、広報紙「あじょう社協だより」では、企業の広告掲載による財源により部分的な紙面のカラー化を行い、見やすく印象的な広報紙を実現しました。また、経費削減では長期継続契約の範囲拡大のほか、職員提案を実施し、職員の業務改善およびコスト削減意識の定着を図りました。

安城市社協が地域に信頼され、身近に感じられる存在であるためには、法人としての方向性を明確にするとともに、その方向性を職員が共通理解することが必要です。また、組織として社会的役割や説明責任を果たし、地域住民や利用者のほか、福祉関係者も含めて広く市民に伝えていくことが求められます。

内 容
1. 人材の育成
2. 組織の透明性
3. 安定した経営

13

課題と目標

基本目標に対応する取組について、項目ごとに課題や目標を記載しています。

具体的な取組

項目に対応する具体的な取組内容について、課題や目標を記載しています。

5年後のゴール

取組内容に対応する安城市社協が目指す理想像を記載しています。

主な活動指標

具体的な取組に対応する主な活動指標を記載しています。

年度ごとの具体的な取組

本計画の基本目標達成に向け、進捗状況評価シート（本計画資料編76ページ）を年度ごとに作成し、進捗管理を行いながら取り組みます。

3 安定した経営

●課題と目標

住民や利用者に継続的かつ効率的にサービスを提供していくことが求められています。そのため、法人としての方向性の確立や財政基盤の強化を目指します。

新たな課題に対応する取組が求められていますが、財源や職員には限りがあります。既存の事業の見直しや、安城市社協以外の団体や機関と協働し効率的で安定した経営に努めます。

また、安定した経営を行うことで、サービスが途切れることのないよう、法令や規律を順守する体制整備を目指します。

1 財源と事業運営

●具体的な取組

安城市社協の強みを再確認し、それをどのように事業へ活かしていくか検討が必要です。また、それらの事業を展開するにあたり、必要な財源の確保も課題のひとつです。本計画では、現行事業において、事業内容の検証を行い、安城市社協の強みを活かす事業展開に努めます。

今後は新規事業の創出のため、さまざまな方面からの意見聴取を行い、事業立案に向けた検討を行います。さらに地域ニーズなどに基づき、安城市社協に事業経営を求められた場合には柔軟に対応します。

財源の確保においては、既存財源の見直しやクラウドファンディングなど新たな財源確保に向けた取組を実施し、自主財源での事業展開の拡大を目指します。

- 5年後のゴール
- ・現行事業の見直しができている。
 - ・新規事業の創出のため地域ニーズの調査ができている。
 - ・新たな財源による新規事業を試験的に実施している。
 - ・社協会員が増えている。

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
特別会員数	69件	85件

18

第2節 組織体制の強化

■ 安城市社協の現状・成果・課題

基盤強化計画では「信頼される社協」を基本目標の一つに掲げ、「人材育成」「組織の活性化」「財政基盤の強化」という3つのテーマで取り組んできました。

「人材育成」では、2016年度から新たな人事考課制度を創設・適用し、公平かつ透明性を保てる労働環境づくりを行うとともに、職員の自己啓発活動の支援や管理職等役職付職員研修など研修体系を整備しました。

「組織の活性化」では、内部ネットワークによる組織内連携の強化、部署横断的なプロジェクト会議による協働促進と意思統一を図るとともに、理事・評議員の運営参画の拡大のひとつとして、広報紙「あんじょう社協だより」のモニター制度を行い、多様な知見を活かして広報紙を充実しました。また、法令を遵守するべく弁護士や税理士などの有資格者による指導や職員向け勉強会を開催し、内部チェック体制の強化を図り社会的責任への対応について取り組みました。

「財政基盤の強化」では、社協会員の拡大のために職員が社協のセールスマンとしての意識を持って市民に働きかけるとともに、集まった会費の活用方法を検討しました。また、安城市社協の自主財源となる福祉基金や善意銀行、「自分の町をよくするしくみ」として募金いただいている共同募金に、住民の理解と協力が得られるよう依頼や活用方法をプロジェクト会議で検討しました。さらに、新たな財源の確保を検討し、広報紙「あんじょう社協だより」では、企業の広告掲載による財源により部分的な紙面のカラー化を行い、見やすく印象的な広報紙を実現しました。また、経費削減では長期継続契約の範囲拡大のほか、職員提案を実施し、職員の業務改善およびコスト削減意識の定着を図りました。

安城市社協が地域に信頼され、身近に感じられる存在であるためには、法人としての方向性を明確にするとともに、その方向性を職員が共通理解することが必要です。また、組織として社会的役割や説明責任を果たし、地域住民や利用者のほか、福祉関係者も含めて広く市民に伝えていくことが求められます。

内 容
1. 人材の育成
2. 組織の透明性
3. 安定した経営

1 人材の育成

●課題と目標

安城市社協の職員が住民から信頼されるためには、大きく二つの素養が必要です。

一つ目は、福祉の専門職集団として、福祉に関する高度な識見を持っていること、二つ目は、地域の実情に精通し、地域においてその力を発揮できることです。

そして、この条件を満たすべく優秀な人材を獲得し、また育成していくことが課題となります。そこで、基盤強化計画には無かった「人材獲得力の強化」を新たな取組として加えるとともに、研修体系の見直しをしていきます。

また、安定した経営の観点から常に無駄のない効率的な運営をしていくために、職員の採用にあたっては適正な定数管理を行います。

1 職員の人づくり

●具体的な取組

ア 人材獲得力の強化

これまで、安城市社協は採用した人材をいかに育成していくかに重点を置いてきました。しかしながら、近年は医療・福祉の専門資格を持つ人材の確保がとりわけ困難になっています。このような状況のなかで、人材育成の前段として優秀な人材の確保が肝要となりますので、これまでの方針である「職員の人づくり」をさらに掘り下げて、優れた人材の獲得のための取組を進めます。

また、職員の採用にあたり、これまでの安城市福祉事業団との統合による職員構成のアンバランスさの解消および現在進行している各事業の見直しによる人員整理の状況も踏まえて、今後、職員採用するにあたっては、将来に向けた理想的な年齢構成の実現を目指しつつ、併せてコストの増大を抑えるため常に適正な職員定数を意識し計画的な職員採用に努めます。

イ 人材育成力の強化

「職員の人づくり」として、獲得した人材をいかに育成するかが重要です。育成方法としては、研修を受講するだけでなく各職員が実務現場での実践を通じて、資質の向上を図れる環境づくりに努めます。

5年後の ゴール

- ・ イベントに企画段階から学生を参画させ、安城市社協を理解してもらう機会がとれている。
- ・ 新規採用職員の応募数が増加し、競争率が上昇している。
- ・ 研修テーマやアイデアの公募による特色のある研修制度が始まっている。
- ・ 新人指導マニュアルが策定され職員の指導力が底上げされている。
- ・ 将来のキャリア形成や職務に必要な資格の自発的な取得者が増えている。

2 研修体系の充実

● 具体的な取組

社会福祉協議会は、変化する住民の福祉ニーズに即応しなければなりません。安城市社協職員も、既存の業務に精通するだけでなく、狭い福祉に縛られない広い視野と多様な視点を持ち、新しい課題に取り組める知識や企画力が求められています。また、社会福祉法の改正などに伴い、地域福祉に主体的に行政が関わるようになってきています。そのため、これまで以上に正しく行政施策を理解し、安城市社協の事業に取り組んでいくことが必要です。

こうした状況に対応していくため、これまでの研修体系を見直し、時代に即した研修を実施できるよう体系の充実に努めます。また、研修効果を測定する仕組みの導入も検討します。

5年後の ゴール

- ・ 実証的な研修効果の測定に取り組んでいる。
- ・ 効果測定の結果を踏まえた研修体系の見直しに取り組んでいる。
- ・ テーマ公募型の研修制度や、多様な資格取得補助制度の取組が始まっている。
- ・ 職員全体の企画・提案する意識、能力が向上している。
- ・ すべての職員がコミュニティソーシャルワークを意識し、業務に取り組んでいる。



2 組織の透明性

●課題と目標

地域に信頼されるには、組織として透明性を確保しなければなりません。今後も透明性の確保のために、事業内容、財務状況、要綱や規程などの情報を積極的に公開します。

また、安城市社協の周知や福祉啓発に努めていますが、今後もより多くの人に知ってもらうことが重要です。そのため、情報発信についても積極的に行います。

高度化するニーズに応えるために部署ごとの専門性を高めている一方、複合課題への対応など、部署を横断した対応が難しいことが課題です。今後は部署間の情報交換や連携にも力を入れ、組織内部の透明性確保を目指します。

1 情報公開

●具体的な取組

安城市社協が情報を発信・公開する方法として、広報紙「あんじょう社協だより」と公式ウェブサイトがありますが、効果的に活用できていない部分があります。また、既存の手段に捉われず多様なツールを活用し安城市社協のPRをすることも必要です。

本計画では、福祉情報の発信ツールとして広報紙「あんじょう社協だより」や公式ウェブサイトの紙面や構成を見直すなど充実を図ります。また、安城市社協に関するリーフレットの新たな作成やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用を検討し、幅広く関心を持ってもらえるよう、多様なツールを使い外部へ積極的かつ継続的に情報発信を行います。

また、公式ウェブサイトで各種規程などの公開を行い、組織の透明性の確保をすすめます。

5年後の ゴール

- ・積極的かつ継続的な情報発信ができる体制整備ができています。
- ・情報公開などに関する規程の整備や公開を完了させ、改正や事業開始に合わせて迅速に対応できる体制ができています。

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
公式ウェブサイト活用	不定期更新	月1回定期更新

2 組織を横断した連携

● 具体的な取組

各部署の専門性をより発揮できる体制づくりのため、組織連携検討チームを立ち上げ、いかにして効果的・効率的に業務に取り組めるか、各部署の専門性が発揮できるのかなどの検討を行います。また、グループウェアやシステムを利用することで、継続的かつ横断的な情報管理ができるよう内部連携の方法についても検討します。

さらに、連携するうえで必要な各部署・各職員の協力意識について、将来を見据えた法人経営の共通認識の醸成や、他部署を知る勉強会の開催など、職員の意識啓発に向けた取組を行います。

5年後の ゴール

・全職員が自部署のことだけでなく、常に広い視点を持ち、物事を考えられるようになっている。

● 主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
他部署を知る勉強会の開催	0回	1回



3 安定した経営

●課題と目標

住民や利用者に継続的かつ効率的にサービスを提供していくことが求められています。そのため、法人としての方向性の確立や財政基盤の強化を目指します。

新たな課題に対応する取組が求められていますが、財源や職員には限りがあります。既存の事業の見直しや、安城市社協以外の団体や機関と協働し効率的で安定した経営に努めます。

また、安定した経営を行うことで、サービスが途切れることのないよう、法令や規律を順守する体制整備を目指します。

1 財源と事業運営

●具体的な取組

安城市社協の強みを再確認し、それをどのように事業へと活かしていくか検討が必要です。また、それらの事業を展開するにあたり、必要な財源の確保も課題のひとつです。

本計画では、現行事業において、事業内容の検証を行い、安城市社協の強みを活かす事業展開に努めます。

今後は新規事業の創出のため、さまざまな方面からの意見聴取を行い、事業立案に向けた検討を行います。さらに地域ニーズなどに基づき、安城市社協に事業経営を求められた場合には柔軟に対応します。

財源の確保においては、既存財源の見直しやクラウドファンディングなど新たな財源確保に向けた取組を実施し、自主財源での事業展開の拡大を目指します。

5年後の ゴール

- ・現行事業の見直しができている。
- ・新規事業の創出のため地域ニーズの調査ができている。
- ・新たな財源による新規事業を試験的に実施している。
- ・社協会員が増えている。

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
特別会員数	69件	85件

2 ガバナンス強化

● 具体的な取組

安定した経営には、職員が、社会的規律を守る、不正を行わないなど社会人として当然持ち合わせている常識や知識を習得していることのほか、法人内で定めたルールを守る、利用者や関係者への不適切な言動は慎むなどの基本的な対応が必要不可欠です。本計画では、従来の規程などによる管理だけでなく、職員個々がより一層の福祉に携わる職員である意識を持つための研修やモラル向上の研修・啓発の機会を設けることで、コンプライアンス体制の充実を図り、ガバナンス強化に努めます。

また、災害時や法人運営上の問題発生時など不測の事態に考えられるリスクへの準備が不十分であるため、想定されるリスクの把握と事態発生後の対応をどうすべきか検討を行い、法人としての方針を決定します。

さらに、不適切な事務や不正などの内部チェック体制が不十分であるため、内部監査の方法を検討し、より正しく事業運営ができるよう体制を整備します。

また、規程などの見直しを行い、実態に即した運用を行います。

5年後の ゴール

- ・ 法人としてのリスクマネジメントの方針が決定できている。
- ・ 内部監査の体制が整備できている。
- ・ 規程などの見直しが完了している。

● 主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
リスクマネジメント研修会の開催	0回	1回

第3節 各事業の取組

地域福祉活動推進事業部門

■安城市社協の現状・成果・課題

基盤強化計画では、「住民主体の地域福祉活動の推進」「ボランティア活動、市民活動の推進」「見守り活動の支援の充実」「介護予防を目的とした事業」をテーマに取り組みました。

「住民主体の地域福祉活動の推進」と「見守り活動の支援の充実」では、住民主体の地域福祉活動を推進するため、地区社協を基盤に地域福祉活動の推進体制の強化を図りました。また、各町内での地域見守り活動が進展し、住民の個別課題に対応する町内福祉委員会が増えてきました。こうした個別課題を抱えた住民やその支援を行う町内福祉委員会を総合的に支援するため、コミュニティソーシャルワークの必要性を基盤強化計画の中で明示し、職員の資質向上を目指す研修プログラムを作成、実施しました。

「ボランティア活動、市民活動の推進」では、多様化するボランティア活動やニーズに対応するため、ボランティアセンターの機能強化や活動者の育成、市民活動センターや他の中間支援組織との連携を行うほか、福祉教育を推進してきました。

「介護予防を目的とした事業」では、“地域づくりとしての介護予防”を展開するため、ニーズに応じた取組ができるよう調査や事業を見直しました。また、身近な地域での介護予防として各町内や福祉センターでの教室などを展開しました。

今後は地域のさまざまな課題に対応するため、住民だけでなくボランティアや福祉関係者、企業などの多様な主体が連携し協働する取組が必要です。安城市社協内でも、ボランティアセンターが積み重ねてきた活動者育成やコーディネートノウハウを地域福祉活動の支援に活かしたり、これまで安城市社協が支援してきた住民主体で行う「個別や地域のニーズ発見につながる見守り活動」や「サロンなどの居場所づくり」と「生活支援活動」を連携させていくことが求められています。

また、これらを進めるためには、住民の意識啓発のための幅広い福祉教育と一人ひとりの住民の活力を維持するための介護予防の実践が重要であり、安城市社協すべての部署共通の課題として、その方法や考え方を検討することが必要です。

内 容
1. コミュニティソーシャルワークの推進

1 コミュニティソーシャルワークの推進

● 課題と目標

住民主体の地域福祉活動では、各町内における地域見守り活動が進展したことにより、住民の個別課題（困りごと）に対応する町内福祉委員会が増えてきました。そのため、個別課題を抱えた住民やその支援を行う町内福祉委員会を支援するため、基盤強化計画では、個別支援と地域支援を統合的に展開するコミュニティソーシャルワークの必要性を明示し、ワーカーの育成プログラムの作成・実施を取組項目とし、計画を推進してきました。

ボランティア活動や市民活動では、多様化するボランティア活動や活動者に対応するため、ボランティアセンターの機能強化や活動者の育成、福祉教育の推進を取組項目として、計画を推進してきました。

本計画でも、住民主体の地域福祉活動では、引き続き個別課題への地域での支援とともに、生活支援コーディネーターとしての機能もより一層求められています。また、これまで主な支援対象であった住民だけでなく、企業や福祉関係者など、多様な主体による地域福祉活動の展開も求められています。

ボランティア活動・市民活動では、活動者の育成や学校を中心とした福祉教育だけでなく、個人や地域のニーズにあったボランティア育成、地域と連携した事業展開が求められています。

これらのことに対応するため、個別支援と地域支援を統合的に行う「コミュニティソーシャルワークの推進」を基本目標に設定し、個人や地域のニーズに応え、寄り添い、多様な主体を巻き込むまちづくりを推進する安城市社協を目指します。

1 多様な主体による地域福祉活動の推進

市内の地域福祉活動の現状は、町内福祉委員会を中心とした見守り活動やサロン活動などの居場所づくりなど、社会参加の促進や地域とのつながりづくりが中心となっています。これらは地域福祉活動を推進するうえで大変重要なものですが、地域で暮らす住民の中には、老老世帯、高齢の親と引きこもりの子の世帯といった複合的な問題を抱える世帯などが増えていきます。これらの世帯の中には生活支援のニーズを持つ世帯が多く見受けられます。そのため、地域福祉活動では、これらの困りごとを抱えた世帯を丸ごと支援することが求められています。

しかし、住民だけで支援するのは負担が大きすぎるため、地域にある企業や福祉関係者などの多様な主体が協力して、見守り活動や居場所づくり、生活支援や個別支援を行えるよう、地域に求められる活動を創出する仕組みづくりを目指します。

● 具体的な取組

ア 継続的な見守り活動

市全域で見守り活動に取り組むようになりましたが、既存の見守り対象者や新規対象者の情報更新の状況、活動の継続性、担い手や住民以外の地域資源の活用状況は地域によって差があります。

生活支援・見守り協力事業では、協力店として2017年度末時点で591店に協力いただいております。協力店からの情報提供により見守りが始まるなどの事例も出てきています。今後さらに、協力店と地域が連携した見守り活動と生活支援の方法の確立を目指します。

また、住民への啓発を継続するとともに、福祉関係者、企業といった地域資源にも福祉教育を行っていくことにより、多様な主体による継続的な見守り活動を目指します。

5年後のゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内福祉委員会で、それぞれの地域に合った見守り活動が継続されている。 ・多様な主体を把握し、見守り活動を啓発し、その多様な主体同士が互いに情報共有するなど顔つなぎができています。
----------------	--

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
地域見守り活動推進事業実施 町内福祉委員会	76町内福祉委員会	全町内福祉委員会

イ 居場所づくり

住民同士が集える居場所であるサロンなどは市内各地で行われていますが、高齢者の参加が中心であることから、単なる居場所づくりだけでなく、介護予防のための体操や栄養改善、脳トレなど、その機能の充実が求められます。

そのために、対象者、支援者という枠に捉われない、誰もが主役になれる「つどい」の場としての機能の充実を図ります。

また、見守り活動と連携した居場所づくりを行うとともに、生活支援や見守り活動の担い手（ボランティア）の発掘も併せて行い、各地域での拠点として多様な主体が協力し集える場を目指します。

5年後のゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に参加できる多様なつどいの場が月1回以上あり、見守り活動と連携する場となっている。 ・つどいの場における参加者の生活支援ニーズを聞き取るようになっている。
----------------	--

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
月1回以上開催されているサロン実施箇所	127箇所	150箇所

ウ 生活支援・個別支援の仕組みづくり

地域の中で生活支援や個別支援を行える体制づくりを推進していますが、生活支援のニーズや既存サービスの把握・精査が不十分であるため、具体的なサービスの創出には至っていません。また、サービス創出に向けて検討する場のひとつである生活支援ネットワーク会議などを上手く活用できていないことが課題です。

生活支援コーディネーターを中心にこれらの把握や精査を行い、生活支援のニーズに対応す

る事業を主体的に創出できるよう、住民や企業、福祉関係者などを巻き込み、またボランティアセンターをはじめ、安城市社協全体で事業を創出できる体制を目指します。

5年後の ゴール	・生活支援について多様な主体で検討する場が設けられ、既存資源の活用方法について具体的に検討できるようになっている。
---------------------	---

● 主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
生活支援ネットワーク会議の開催	18回	各地区2回以上

エ 福祉教育

現状、福祉教育は、ボランティアセンターによる小中学校への実施が主であり、住民や企業の多様な主体に対しての働きかけが不十分です。特にボランティアセンターと生活支援コーディネーターはそれぞれの対象に個別に対応しており、連携した対応ができていません。

ボランティアセンターでは小中学校からの相談対応で、障がいを持つ人などに講師をお願いし、当事者の声を聞いたり体験をする機会をつくっていますが、個々の学校の教育方針や地域性に合った住民向けの福祉教育のプログラムが準備できていないといえます。生活支援コーディネーターは、地域のサロンや防災訓練において、見守り活動や生活支援活動、車いす体験などの説明会を実施し啓発を図っています。また、一部の地区では学校や町内会、老人クラブ、福祉関係者と連携した福祉教育を実施しています。しかし、これらの取組は一部の地区での実施であり、ボランティアセンターとの連携も不十分です。また、生活支援・見守り協力店への実施もこれからの課題です。

多様な主体による見守り活動や居場所づくり、生活支援への理解・参加を促すためには、世代や分野に捉われない福祉教育が不可欠です。

今後は、小中学校における福祉教育では、授業の計画段階から学校やボランティアセンター、地区社協担当者が連携し、学校の教育方針や地域性に配慮した福祉教育プログラムの提供に努めます。

また、若い世代から介護予防や栄養改善を意識してもらう取組などを進め、支援者として福祉を考えるだけでなく、自分のこととして参加する機会をつくります。

こうして小中学校に限らず、幅広い世代の住民や企業などへの福祉教育を行い、地域のさまざまな主体による支え合いのできるまちづくりを目指します。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協担当者とボランティアセンター担当者が連携し、積極的に学校や福祉関係者、企業などの多様な主体に対して福祉教育の機会がつけられるよう働きかけている。 ・小中学校での福祉教育を講師派遣だけでなく、プログラムづくりからかわり進めていくことができている。 ・小中学校と地域が連携して学びあえる福祉教育のプログラムを提供できている。
---------------------	---

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
相談支援件数 (助成件数を含む)	34件	40件



2 ボランティア・市民活動の活性化推進

ボランティアセンターでは、登録ボランティアへの支援はできていますが、さらにボランティア活動の活性化を図るには、広くボランティア情報やニーズを把握し、関係機関との連携を通じたボランティア活動支援の仕組みづくりと啓発が必要です。

また、地域福祉活動では、現在、町内福祉委員会が中心となって活動していますが、多様な主体とかがわり進めていく体制には至っていません。地域福祉活動をさらに活性化させるためには、町内福祉委員会、地区社協に加え、ボランティアセンターや市民活動支援センターなどの各種中間支援センターが連携して、今まで地域福祉活動にはかかわりの少なかったボランティア・市民活動団体などにも、各々の特徴を活かした参加の機会を提案するなど、支援機能の強化が必要です。

さらに、地域福祉活動を活性化するためには、ボランティアなどの人材の確保が必要ですが、町内福祉委員会、ボランティア団体ともに人材不足が課題です。人材を確保するためには、新たな人材の発掘や育成、活動者のフォローアップを地域の枠を越えて行う必要があります。

今後は、ボランティア・市民活動の活性化を図るため、登録ボランティア以外の活動にも目を向け、町内福祉委員会や地区社協も含めた市全体でのボランティア情報の共有に努めます。

また、地域のニーズにも対応できるボランティアや市民活動者の育成とボランティアコーディネーターの資質向上など支援体制の強化を行います。

ア 支援機能の強化

これまで、ボランティアセンターでは、障がいの分野別や全市的な活動の支援を中心に行い、地区社協や福祉センターでは地域での活動の支援を行ってきましたが、連携が十分に図れていません。そのため、地域の福祉課題や地域で必要とされているボランティア活動、ボランティアセンター登録のない団体・個人ボランティアの把握に至っていません。また、ボランティアや市民活動にかかわる他の中間支援センターとの連携も不十分です。

ボランティア相談においては、ボランティア活動者への助言や新たな活動の提案など活動後のフォローが不十分であり、活動の活性化につなげられるボランティアコーディネーターの資質の向上が必要です。

今後は、地区社協や福祉センター、その他関係機関との連携を行う仕組みをつくります。また、ボランティア活動やニーズの把握と共有、活動者との関係づくり、情報発信の充実など支援機能の強化を目指します。

そして、ボランティアコーディネーターの資質向上のための研修参加や先進地視察を行い、助言・提案や企画ができるよう努めます。

5年後の ゴール

- ・ 関係機関と情報を共有し、福祉活動の支援につなげることができている。
- ・ 地区社協や福祉センター、その他関係機関と連携したニーズとボランティアのマッチングができている。
- ・ ボランティアの活動内容を把握し、助言や提案ができている。
- ・ メーリングリストを使用したボランティア情報の提供を強化することができている。

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
連携・協働等による事業の実施	1事業	1事業

イ 人材発掘・育成

現在、ボランティアセンターでは、主に福祉の技術系ボランティアの養成講座を開催し、人材の発掘や育成を行っています。

福祉の技術系ボランティアの育成を進めている反面、地域のニーズに合ったボランティアの育成ができていません。また、ボランティアを始めたい人へのボランティア講座の実施や誰もが気軽に参加できる活動の機会が不十分です。

また、地区社協とボランティアセンターの連携が不十分であり、お互いの把握する地域ニーズや人材の情報が共有できていません。

そのため、福祉に興味をもつきっかけとなるよう身近な地域課題をふまえた講座の企画・実施や、ボランティア活動の参加につながる新たな機会を設けることが必要です。さらに、そこに参加した人たちが活動に定着していけるようフォローをする必要があります。

今後は、地域活動者を含めたボランティアの活動事例の共有や人材の育成と活用ができるよう、ボランティアセンターと地区社協の連携を強化します。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動者の情報を共有して、人材活用ができています。 ・把握した地域課題を踏まえたボランティア育成ができています。 ・講座参加者に対し、ボランティア活動への参加の機会が提供できている。
-------------	---

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
ボランティア養成講座の開催数	社協主催講座 7講座 団体自主講座 0講座	社協主催講座 4講座 団体自主講座 3講座

相談支援事業部門

■安城市社協の現状・成果・課題

基盤強化計画では、福祉に関する専門職が対応する相談機能と福祉センターをはじめとした身近な相談窓口機能の両面から、困りごとの問題解決への支援を以下のとおり進めました。

「福祉サービスの専門的な相談支援」では、高齢者や障がいのある人などを対象とした多様な福祉の専門相談を実施しました。

「地域における身近な相談支援」では、さまざまな福祉の相談に対応していくため、職員資質向上研修を2017年度から実施しました。また、福祉センター窓口での相談を充実させました。

「生活困窮者への相談支援」では、資金貸付や食料支援を行いました。また、経済的問題以外の生活課題を抱えた人には、金銭の貸付以外にも関係機関につなぎ、生活再建の支援を図りました。

「権利擁護」では、福祉サービス利用援助事業と成年後見事業で相談援助を行いました。また、制度やサービスの普及・啓発のため、市民や障害福祉サービス事業所などを対象に勉強会を開催しました。

今後は、これらを充実、発展させるため以下の取組が必要です。

「職員の資質向上」では、専門部署の職員が持つ専門的な知識や援助技術を向上させるとともに、すべての安城市社協職員が問題を発見できるよう幅広い知識を習得していく必要があります。

「支援体制の整備および社協内の連携強化」では、複合的な生活課題など安城市社協全体で問題解決に取り組むことがあるため、部署を越えた事例検討会や職員研修を開催するなど、連携を一層強化することが必要です。

「関係機関、地域とのネットワーク強化」では、生活課題は福祉サービス以外にも多岐にわたり、住民、専門職、企業など地域ぐるみで対応しなければならないため、困りごとを早期発見し適切な支援者で共有していくなど、関係機関や地域とのネットワークを強化する必要があります。

「困りごとを抱えた人への支援」では、複雑な課題を持つ世帯の増加を踏まえ、制度の枠組みに縛られず相談を受け止め、かつ積極的なアウトリーチができる職員の育成と、多様な機関と連携した新たな社会資源の発掘、開発が必要です。

内 容

1. 相談支援の強化
2. 困りごとを抱えた人への支援

1 相談支援の強化

●課題と目標

現在、部署内での情報共有や事例検討は行っていますが、他部署の業務内容や制度についての理解が十分とはいえません。今後は、安城市社協内での会議や研修の際に制度の紹介をするなど、職員間での正しい理解や情報共有を図ります。また、共通フォーマットの作成やツールの導入を検討するとともに、具体的な事例検討を通じて連携の強化を図ります。

相談支援体制を強化するためには、幅広い知識を身につけ、専門性の高い人材を育成する必要があります。そのために、新規職員や相談経験の少ない職員への教育計画・フォロー体制、経験年数に応じた体系的な研修計画の構築をすすめるとともに、職員の研修への積極的な参加を促します。

また、職員の相談援助技術は経験年数などにより、各々のレベルにばらつきがあるため、知識と技術を伝達する仕組みを検討するとともに、有資格者の配置やスーパーバイズできる人材の確保を検討する必要があります。

広報・啓発活動については、社協広報紙や公式ウェブサイトで啓発していますが、相談支援事業所や制度についての認知度が低いのが現状です。今後は、制度のより一層の利用促進を図るため、社協広報紙や公式ウェブサイトの充実を図るとともに、住民や事業所向けの研修会を充実させていく必要があります。

1 連携体制の強化

ア 安城市社協内の連携強化

●具体的な取組

(ア) 障害相談支援事業

安城市社協内で開催されている連携のための会議に積極的に参加するほか、他部署と共通事例について検討会を開催します。

5年後の ゴール

・他部署も交えた事例検討が実施できている。

(イ) 居宅介護支援事業

介護保険制度以外の安城市社協独自サービスや地域での支えあい活動などを把握するため、他部署との情報共有をすすめます。

5年後の ゴール

・部署間で必要な情報共有ができている。
・コミュニティソーシャルワークを意識した対応ができている。

(ウ) 地域包括支援センター事業

生活支援コーディネーターとの検討・調整会議を引き続き行うとともに、安城市社協の独自

サービスや生活困窮者に対する援助などを把握していきます。事例検討には、介護に限らず安城市社協内の部署に参加、協力してもらい、生活全般での支援を目指します。

**5年後の
ゴール**

・安城市社協の事業を理解し、相談に対してどの部署と連携すれば解決につながるかを素早く判断し、適切に対応できている。

(エ) 生活福祉資金貸付事業・安城善意銀行貸付事業

相談者の多くは、経済的困窮のみならず複合的な生活課題を抱えており、必要に応じて他部署につないでいますが、お互いに果たすべき役割など、連携体制が十分とはいえません。また、貸付事業の内容について、担当以外の職員が十分に把握しているとはいえなため、今後は内部研修会などを通じて事業の周知を図ります。

**5年後の
ゴール**

・内部研修などにより、すべての職員が貸付事業について知ることができている。
・相談者が経済的困窮以外の生活課題もある場合、関係部署と連携しながら支援を行い、課題を解決することができている。

(オ) 福祉サービス利用援助事業

サービス利用者の検討会議に積極的に参加するよう努めます。また、内部研修会などを通じて制度の紹介を行い、職員の理解を図ります。

**5年後の
ゴール**

・すべての職員が制度について知っている。

(カ) 成年後見事業

内部会議や研修の際に制度の紹介を行い、職員間での正しい理解や情報共有を図ります。

**5年後の
ゴール**

・すべての職員が制度について知っている。

● 主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
内部研修会の開催	0回	1回

(キ) 地域における身近な相談

a 福祉センター

身近な相談窓口であり相談内容も多様化しているため、専門性を持つ他部署との連携をすすめることで、困りごとへのすみやかな対応に努めます。また、地域課題を生活支援コーディネーターと共有し、福祉センターの新規事業を検討していきます。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての福祉センター職員が安城市社協の事業を知っており、問い合わせに対しすみやかに担当部署へつなぐことができている。 ・福祉センターの利用者を見守りながら、その人に必要な安城市社協のサービスを案内したり、担当部署に相談を持ち込むことができている。
---------------------	---

b 地域福祉活動推進事業

共通フォーマットの作成やツールの導入を検討し、複数の部署との連携が円滑化するように努めます。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・町内福祉委員会からあがってきた相談内容を、他部署と情報共有し問題解決を図る仕組みづくりができている。 ・相談に関する記録が一元管理できている。 ・安城市社協内でのケース検討会をスムーズに行うことができている。
---------------------	---

イ 関係機関等とのネットワーク強化

●具体的な取組

(ア) 障害相談支援事業

自立支援協議会を通じて関係機関との連携が図れており、今後も密な連携を継続していきます。また、基幹相談支援センターとして、地域の相談支援体制の中核としての役割を担えるように努めます。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を通じて、住民に「障害相談支援事業所」の役割を周知できている。 ・自立支援協議会を通じて、地域の相談支援体制の強化を図ることができている。
---------------------	---

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
自立支援協議会への参加	合計74回	合計80回

(イ) 居宅介護支援事業

医療機関や地域包括支援センターとの連携はとれており、今後は生活支援コーディネーターを含めた地域連携を進めていきます。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと連携できている。 ・医療機関や地域包括支援センターとの連携が強化されている。
---------------------	---

(ウ) 地域包括支援センター事業

個別ケースを通じて専門職との連携を密にし、専門職間のネットワークづくりを進めます。住民との連携については、地区社協と協働して見守り支援のネットワークづくりを進めます。

5年後の ゴール	・地域ケア個別会議などを通じて、専門職だけでなく地区社協、住民との連携が強化されている。
---------------------	--

● 主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
生活支援ネットワーク会議の開催	2回	2回
地域ケア地区会議の開催	2回	2回

(エ) 生活福祉資金貸付事業・安城善意銀行貸付事業

貸付事業は生活を立て直すための一時的な支援であるため、相談者が孤立することなく地域で暮らし続けることができるよう、積極的に検討会議などへ参加します。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関へ適切に相談をつなぐことができている。 ・住民や地区社協と連携して、相談者が地域とのかかわりを持ち、地域で暮らし続けることができるよう支援できている。
---------------------	---

(オ) 福祉サービス利用援助事業

関係機関とのケース会議に積極的に参加するとともに、制度の紹介をし、関係者への理解を深めていきます。

5年後の ゴール	・関係機関の担当職員が、制度の存在を知っている。
---------------------	--------------------------

(カ) 成年後見事業

後見人は生活全般にかかわるため、福祉に限らず多様な関係機関と連携するように努めます。

5年後の ゴール	・連携できる関係機関や施設が増加している。
---------------------	-----------------------

(キ) 地域における身近な相談

a 福祉センター

地域のさまざまな施設や団体とつながり、福祉センターを社会資源として周知できるよう努めます。職員間の顔の見える関係づくりから始め、関係機関と連携する仕組みづくりを目指します。

**5年後の
ゴール**

- ・ 地域の関係機関との間で、広報紙の掲示協力やセンター事業への案内など、つながりが少しずつ進んでいる。
- ・ 関係機関の要望に応じ、物品の貸出しや人材の紹介、ボランティア養成などの事業が共催できている。

b 地域福祉活動推進事業

何らかの支援を必要とする人の情報が、町内福祉委員会や生活支援・見守り協力店などから入ってくる仕組みをつくり、困りごとを把握できる人材を育てていきます。

**5年後の
ゴール**

- ・ 地域の困りごとが入ってくる仕組みや人材育成ができている。



2 相談体制の充実

ア 人材の育成・確保

● 具体的な取組

(ア) 障害相談支援事業

基幹相談支援センターとして、他の相談支援事業所に助言ができるよう職員の資質向上に努めます。また、障がい相談だけでなく他部署の業務を通じて多様な知識と経験がある職員がいる利点を活かしながら、さらに相談技術や知識を向上させ、複合的な課題にも対応できるよう努めます。

5年後の ゴール

- ・主任相談支援専門員、現任研修修了職員を配置することができている。
- ・スーパーバイズできる職員の配置により、サービス等利用計画の評価や助言が身近に受けられる機会が確保できている。

(イ) 居宅介護支援事業

介護支援専門員の新規資格取得者の確保のため、法人としての資格取得の支援などを担当部署と検討します。また、異動してきた職員へスーパーバイズができる体制をつくります。

5年後の ゴール

- ・事業所内でOJTができる体制の整備ができている。
- ・個別支援について、スーパーバイズできる職員がいる。
- ・職員を育成するための育成計画ができている。

(ウ) 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターとして地域のネットワーク化や虐待対応などの専門性を高めるため、職員を積極的に研修へ参加させます。

5年後の ゴール

- ・職員一人ひとりが地域からの相談を受け止めて、安城市社協の機能を活かした対応ができている。

(エ) 生活福祉資金貸付事業・安城善意銀行貸付事業

外部研修などに職員を積極的に参加させ、専門知識だけでなく相談援助技術を習得させていきます。複合的な課題を抱えている相談者への支援は、生活全般にかかわる知識や情報も必要なため、相談を受けた職員をスーパーバイズできる体制を検討します。

5年後の ゴール

- ・積極的に研修などに参加できる環境が整っている。
- ・スーパーバイズできる体制が整い、相談に対応できている。

(オ) 福祉サービス利用援助事業

幅広い専門的知識を身につけるために、外部研修などへ職員を積極的に参加させます。また、スーパーバイズできる体制を検討します。

5年後の ゴール	・高齢者や障がいのある人への援助経験のある職員が配置できている。
-------------	----------------------------------

(カ) 成年後見事業

さまざまな事例に適切に対応できるよう、蓄積した相談事例をまとめていきます。

5年後の ゴール	・相談事例をまとめた事例集ができている。
-------------	----------------------

(キ) 地域における身近な相談

a 福祉センター

福祉センターを経営するうえで、職員が利用者の見守りや相談援助も行える安城市社協の特長を強化するため、窓口対応記録からのニーズ把握や相談援助技術の向上のための研修を行います。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の知識習得や相談援助技術の向上が進み、ニーズの発見や関係機関への案内がすみやかにできている。 ・自分の生活課題に気づいていない福祉センター利用者の隠れた生活課題を発見できた事例が出てきている。
-------------	--

b 地域福祉活動推進事業

職歴や勤務年数により知識と技術にばらつきがあるため、知識と技術を伝達する仕組みを検討します。

5年後の ゴール	・職員の役割が明確になっている。
-------------	------------------

イ 広報・啓発活動の強化

●具体的な取組

(ア) 障害相談支援事業

自立支援協議会として、障がいに関する啓発活動を引き続き行います。

また、市民向けに子育て講演会や成年後見制度についての研修を行います。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学生に対して、障がいに関する普及啓発を行うことができている。 ・啓発活動を通じ、事業所の認知度が高くなっている。
-------------	--

(イ) 居宅介護支援事業

医療機関や地域包括支援センターをはじめ介護サービス関係者への周知はできているため、認知度が低下しないよう努めます。また、今後は生活支援コーディネーターなど介護サービスを利用する前の人を支援する関係機関への、広報・啓発に努めます。

**5年後の
ゴール**

・介護に関わるニーズを拾えるよう、他部署と連携しながら広報・啓発することができている。

(ウ) 地域包括支援センター事業

住民の身近な相談窓口として気軽に相談してもらえるよう、さまざまな機会を通じて存在を周知するとともに、地域に出向き相談に対応していきます。また、現在、信頼関係の強い民生・児童委員についても、任期による交代等で新任者に不安のないように、丁寧に周知をしていきます。

**5年後の
ゴール**

・アウトリーチを増やし、住民の相談に対応することで信頼される相談窓口となっている。

(エ) 生活福祉資金貸付事業・安城善意銀行貸付事業

制度を利用する必要がある人に情報を届ける方法を検討するとともに、制度のより一層の利用促進を図るため、引き続き社協広報紙や公式ウェブサイトでの啓発や情報発信を行います。

**5年後の
ゴール**

・相談をメールで受け付けるなど、多様な相談方法の検討を進めて相談しやすい体制ができている。

(オ) 福祉サービス利用援助事業

社協広報紙に特集記事を掲載し周知していますが、より一層の周知および利用促進を図るため、公式ウェブサイトの活用も含め、引き続き広報・啓発に努めます。

**5年後の
ゴール**

・公式ウェブサイトなどの媒体も活用し、さらなる啓発が図られている。

(カ) 成年後見事業

社協広報紙を活用し周知をしています。また、研修を開催し、制度の広報・啓発に努めます。

**5年後の
ゴール**

・研修を開催し、制度の認知度が高まっている。

(キ) 地域における身近な相談
a 福祉センター

条例で定められているように福祉センターが地域福祉の拠点であるという機能を、住民により理解し利用してもらうために、市と協議しながら、福祉センターの役割や機能をわかりやすく示していきます。

**5年後の
ゴール**

・福祉センターが地域福祉の拠点として担う役割が明確にわかる施設経営や事業の実施ができている。

b 地域福祉活動推進事業

安城市社協が行う地域福祉活動推進の取組の認知度は地区や年齢でばらつきがあります。今後は、特に若年層と何らかの支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、広報・啓発の手段を見直していきます。

5年後の ゴール	・現状の広報・啓発手段を見直し、制度の周知や理解の促進を図ることができている。
---------------------	---

●主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
相談業務に関する社協広報紙への掲載	4回	12回

2 困りごとを抱えた人への支援

● 課題と目標

安城市社協では、困りごとを抱えた人の中で、相談先がわかっている場合や、自ら相談に行く力がある相談者に対しては、各分野の相談機関で対応しています。

しかし、昨今の複合的な問題により、本当に困っている人がどこに相談をしたら良いか、誰にもいえずに悩んでいることも多くあります。

こうした課題に対して、課題を早期に発見・把握し、深刻化する前に解決を図るため、すべての業務を通じて困りごとを把握するとともに、積極的なアウトリーチを行います。また、支援を必要とする場合には、断らずに受け止める仕組みと、必要な情報を安城市社協内で共有できる仕組みをつくります。

また、当事者を含む世帯に寄り添い、世帯の課題を把握するとともに、世帯が地域社会との関係を築けるようかかわります。

そして、支援に必要な社会資源を創り出すため、どの制度にも該当しない困りごとを受け止める体制整備や社会資源を創出するための新たな仕組みを検討します。また、必要に応じて支援の仕組みを創り出すプロジェクトチームを立ち上げるなど、当事者世帯に対する十分な支援が提供できる体制をつくります。

安城市社協内だけではなく、分野を問わずに多種多様な機関と協働しながら困りごとに対応できるようにネットワークを拡充します。

1 相談の体制づくり

ア 断らない相談体制の整備

● 具体的な取組

通常の業務において、生活上のあらゆる相談ごとをまずは受け止め、困りごとをキャッチすることに努めます。また、相談に来る人だけでなく、課題を抱えていながらも自らSOSを発信できない人や、支援の必要性を自覚していない人に対しては、アウトリーチをして困りごとを把握したり、住民から安城市社協に情報が届けられる仕組みづくりを検討します。

さらに、困りごとを見逃さない姿勢を職員に徹底するとともに、相談の受付から支援までを一か所で行うことができるワンストップの相談窓口の整備を、市の総合相談窓口の設置の動向を踏まえて検討していきます。

5年後の ゴール

- ・すべての職員が、相談窓口としての意識を持つことができている。
- ・全部署で相談を受け止めることができ、適切な部署につなぐことができている。
- ・困りごとを把握したら安城市社協に相談するという認識が、町内福祉委員会や民生・児童委員といった地域の福祉関係者に浸透している。

イ 情報の共有方法の検討

●具体的な取組

困りごとを抱えた人への支援は、ひとつの部署だけでは解決することが難しく、複数の機関がかかわることが必要なため、相談記録の統一化や相談システムの導入を検討します。

また、複数の部署が参加、連携した事例検討会の開催や既存の会議などの場を活用し、部署を超えて情報を共有できる仕組みづくりをすすめます。

5年後の ゴール

・ 部署を超えて事例検討会を開催し、情報を共有できる仕組みができている。



2 支援体制の整備

ア ワンストップで受け止める体制整備

● 具体的な取組

市が設置を検討している総合相談窓口の動向を踏まえながら、安城市社協が従来から取り組んできた福祉の何でも相談窓口であるふれあいサービスセンターや、地域住民と分野にこだわらず困りごとに対応してきたコミュニティソーシャルワークの技法を活かし、既に実施している事業を見直すとともに、安城市社協が実施していない法制度の活用や、あらゆる困りごとをワンストップで相談から支援まで行える相談窓口の整備を検討していきます。

5年後の ゴール

・どの制度にも該当しない困りごとを受け止める職員の姿勢が明確になっている。

イ 他機関、地域とのネットワーク体制整備

● 具体的な取組

困りごとを抱えた人に対する支援の充実には、多種多様な組織と協働する必要があるため、今後は福祉関係機関のほか、住民や民生・児童委員、町内福祉委員会、ボランティア、NPOとの連携を深化させるとともに、新たに学校や企業といった福祉分野以外の関係者と連携を図り、協働して支援にかかわることができる関係づくりに努めます。

他機関や地域と連携した支援の取組は、高齢者を対象とした地域包括ケア推進協議会や障がいのある人を対象とした自立支援協議会で行われています。今後は多世代にわたる地域課題やその解決に向けて協議する仕組みづくりについて、市と協議、検討していきます。

また、職員が参加する会議が多くあるため、今後は、各々の会議の目的を踏まえたうえで、地域課題やその解決に向けた協議ができるか確認し、可能であれば提言をしていきます。

5年後の ゴール

・他機関や住民、民生・児童委員、町内福祉委員会、ボランティア、NPO、学校や企業と連携したネットワーク体制が構築できている。
・福祉分野に限らず、職員個人のネットワークではなく、組織同士のネットワークを構築できている。
・ネットワーク構築に必要な既存の会議や協議会を把握し、その位置づけが重層的に整理できている。

ウ 社会資源の開発

● 具体的な取組

制度の狭間など既存の制度やサービスでは対応できない課題への支援のために、各部署で把握した社会資源の情報を安城市社協内で共有する仕組みづくりを検討します。また、地域にない社会資源をつくり出し、支援することができるように、部署を越えて問題を解決できる仕組みづくりに努めます。

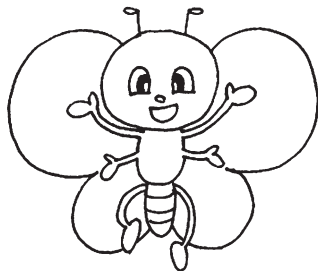
把握した社会資源だけでなく、安城市社協が新たな社会資源になれるよう、安城市社協独自サービスの開発も検討します。

※（再掲）第3節 福祉サービス事業部門

2 社協としての役割

（1）制度外の社協独自サービス

<p>5年後の ゴール</p>	<ul style="list-style-type: none">・人・もの情報リストを活用し、社会資源が見える化、共有化ができています。・社会資源開発力を高めるため、専門的知識をもった職員を計画的に育成できている。・関係機関と連携し、地域にある既存の社会資源をうまく活用しながら、新たなサービスやプログラムをつくり出すことができています。
---------------------	---



福祉サービス事業部門

■安城市社協の現状・成果・課題

安城市社協では、その人らしく自立した生活が営めるよう福祉サービスを提供しています。基盤強化計画では、福祉サービスについて「ホームヘルプサービス事業」「高齢・障がい福祉事業」「制度外の社協独自のサービス」の3つのテーマで取り組みました。

「ホームヘルプサービス事業」では、喀痰吸引資格を持つ職員を増やすなど、広いニーズに応えられるよう職員の専門性を向上させました。また、階段昇降機を持つ特長を活かし、エレベーターのない共同住宅の人も外出できるよう援助をしました。さらに質の高い援助が提供できるよう職員の研修体制を見直しました。今後は、高齢、障がい、児童と異なる専門性に対応できるよう、さらに職員の技術、知識を向上させる必要があります。

「高齢・障がい福祉事業」では、老人デイサービス事業、就労継続支援事業（障がい）、地域活動支援センター事業（障がい）、養護老人ホームでは安城市の福祉サービスの先駆者として基盤整備の役割を果たし、他の民間事業者による安定したサービス提供が見込まれるなどの理由で、2019年度末までに徐々に指定管理を終了しています。継続する生活介護事業（障がい）では、指定管理の仕様にに基づき、身体障害者デイサービスセンターを入浴、送迎ができる特長を活かして運営しています。今後は、市と協議しながら利用者のニーズに対応したサービスをより高い技術、知識を持って提供していくことが必要です。

「制度外の社協独自のサービス」では、移送サービスや院内介助サービス、車いすの貸出し、車いす移送車の貸出しを継続したほか鍵の預かり事業を新規で実施しました。移送サービスでは、移動途中のスーパーや銀行の付添い支援を追加するなど独自サービスの利点を活かし、利用者の要望に対応した改善を進めました。今後も、制度改正やニーズに応じたサービスの見直し、縮小、新設を検討していくことが必要です。

今後の直接的な福祉サービス提供事業の共通課題として、利用者に直接かかわるサービスであることを職員が意識し、声に出せないニーズ、本人が気づかない潜在的ニーズを見逃さず発見するアウトリーチの役割も果たすことが求められています。

内 容

1. 事業所としての責任
2. 社協としての役割

1 事業所としての責任

●課題と目標

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、専門職による介護などの支援が必要となることもあります。信頼され安心してサービスを受けていただけるように、質の高いサービスを提供していきます。また、福祉サービス事業者が生活課題を抱える住民のニーズを見逃すことなくキャッチし、日々変化する多様な課題に柔軟かつ迅速に対応していくことが必要です。そのため、援助を行うすべての職員が、福祉サービスを利用する人に気軽に相談していただける関係性を築いていくとともに、高い意識と知識、技術を持つことを目指します。

そして、安城市社協で提供する福祉サービスだけでは解決できない生活課題に対して、関係機関や地域と連携し、迅速な問題解決に導きます。

1 ホームヘルプサービスの質の向上

●具体的な取組

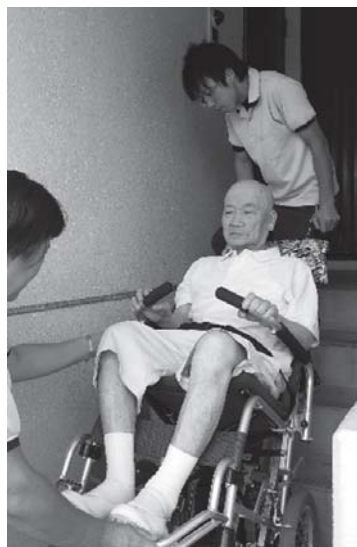
質の高いサービスを提供するためには、幅広い知識を身につけ高い技術を持つホームヘルパーが不可欠です。そのため、研修や事例検討会を実施するとともに、個々のホームヘルパーを孤立させない支援体制づくりに努めます。

また、利用者は家庭だけで生活しているのではなく、地域の中で暮らすひとりの住民であることを理解し、その人の望む生活に近づけるように、関係機関や地域と連携した援助ができる体制づくりを目指します。

高齢、障がい、児童を対象とした援助のほか養育支援訪問を行い、多様な人たちへ援助している特徴を活かし、複合的なニーズを持つ世帯にも対応できる事業所を目指します。

5年後の ゴール

・職員が幅広い知識や技術を身につけ、あらゆるケースに対応できている。



2 身体障害者デイサービス事業

● 具体的な取組

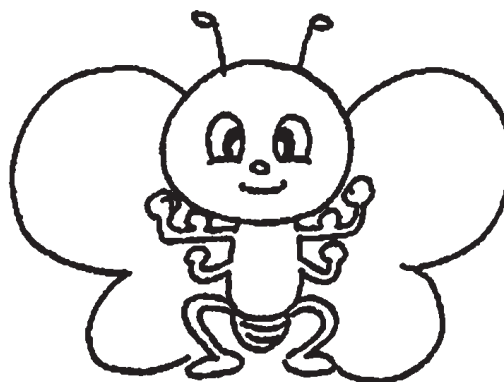
重度の障がいを持っていたり、専門性の高い医療的ケアを必要とする人にも対応できるようにするため、専門研修への参加や他事業所への実務研修などを通じて、すべての職員の資質向上を図ります。

また、複数の事業所でサービスを受ける利用者も多くいるため、他のサービス事業所や相談支援事業所、その他関係機関と積極的に情報共有や連携をし、ニーズや問題に対し迅速な対応・解決ができるよう努めます。

利用者や家族からは援助時に聞く声だけでなく、アンケートや個別面談などを実施し希望を確認するとともに、援助方針を理解してもらい、利用者と福祉サービス事業所が一緒になって取り組む援助を目指します。

5年後の ゴール

- ・ 多様化する利用者ニーズに対応できるよう、専門知識や技術の向上を積極的に進めている。
- ・ 関係機関との情報共有や連携がとれている。
- ・ アンケートや個別面談を実施し、本人の希望を正しく理解し、また援助方針を利用者に理解してもらっている。



2 社協としての役割

●課題と目標

安城市社協では、市の福祉サービスなどでは対応できない生活課題に対応するため、独自のサービスを開発、提供してきました。

福祉をはじめ公的なサービスが増えている中、安城市社協として求められるサービスを適切に見極め、実施していくことが求められています。

そのために、安城市社協全体で把握した課題から、新規に実施すべき独自サービスを検討する場をつくる必要があります。

今後は、市の施策の動向を把握しつつ、見直しを含めて検討をすすめます。

1 制度外の社協独自サービス

●具体的な取組

安城市社協として、車いす貸出事業、車いす移送車貸出事業、福祉介助サービス事業（移送サービス、院内介助サービス）、善意銀行貸付・食料支援事業、成年後見事業、鍵の預かり事業など、既存の公的サービスでは対応できず他の事業者では対応しにくい支援を、社協独自サービスとして実施しています。

今後も制度の狭間に対応する新たなサービスの実施が求められますが、人件費を含め費用の確保が課題です。

そのため、市や関係機関と連携・協議し、他に支援の手段のない課題への独自サービスの開発を引き続き検討します。

また、既存の独自サービスについて、他の代替可能なサービスの確認など見直しの検討を定期的に行います。

※（再掲）第3節 相談支援事業部門

1 相談支援の強化

- | | | |
|------------|---|--------------|
| （1）連携体制の強化 | エ | 安城善意銀行貸付事業 |
| | オ | 福祉サービス利用援助事業 |
| | カ | 成年後見事業 |

※（再掲）第3節 相談支援事業部門

2 困りごとを抱えた人への支援

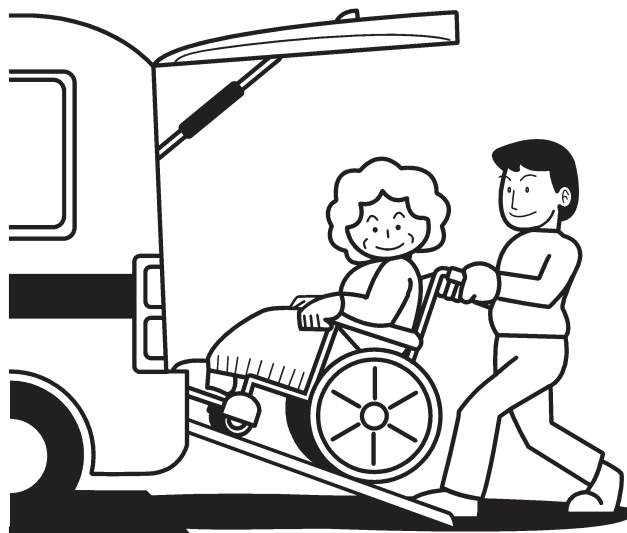
- | | | |
|------------|---|---------|
| （2）支援体制の整備 | ウ | 社会資源の開発 |
|------------|---|---------|

5年後の ゴール

- ・制度で対応できないニーズに対応する新規の独自サービスを検討する場ができています。
- ・既存の福祉サービスの見直しの検討を始めている。

● 主な活動指標

活動指標	実績：2017年度	目標：2023年度
移送サービス延べ利用者数	238人	250人



福祉センター事業部門

■安城市社協の現状・成果・課題

基盤強化計画では、地域福祉の拠点である福祉センターを福祉の専門性を持つ安城市社協が指定管理を受けることで充実させていくため、「地域福祉活動の拠点づくり」「サービスの提供拠点づくり」「地域における身近な相談支援」をテーマに取り組みました。

「地域福祉活動の拠点づくり」では、当初は地域の福祉情報を集約し一元化することを目指しましたが、制度の改正や多くの専門機関ができたことから、中間見直しで困りごとや地域の社会資源を埋もれさせず的確につなぐ「ハブ機能」の強化へと方向転換しました。

また、安城市社協が把握する講師・ボランティアと貸出可能な物品リストを作成し、安城市社協内での活用は進みましたが、ハブ機能となるためには、情報の充実と関係機関への働きかけや情報提供に課題があります。

「サービスの提供拠点づくり」では、個人利用登録者制度など福祉センターの安全管理方法を通じ、安心・安全なサービスを安定的に提供しました。

また、高齢者の居場所づくりを目的としたセンターサロンを増設し高齢者の外出の機会創出や介護予防を促したほか、ボランティア養成講座で住民の積極的な参加を促しました。今後も地域のニーズに応じた企画を実施し、住民の活動を支援していくことが必要です。

「地域における身近な相談支援」では、福祉センターの窓口での相談を記録し、情報共有を行いました。

また、日常においても利用者一人ひとりに声をかけ普段と違う様子などに注意し、必要に応じて関係機関へ連絡を行いました。今後は、日常の見守りを継続するとともに、相談記録を分析し窓口で迅速・適切に対応できるよう資料などを整備・更新するほか、研修を実施し職員の資質向上を図り、利用者自身も気づいていない潜在的なニーズも発見していくことが求められています。

内 容

1. 地域福祉活動の拠点づくり

1 地域福祉活動の拠点づくり

● 課題と目標

多様な生活課題を持つ住民や支援団体などに福祉センターを利用してもらえるような環境づくりに努めるとともに、関係機関と連携し居場所や活動の場を提供することで、活動拠点の充実を図ります。また、柔軟な発想や開発力で、魅力的な福祉センター事業を行います。

安城市社協が、福祉センターを運営する強みとして「福祉に関する相談支援」や「関係機関との連携」があります。

寄せられた相談内容を整理し、その人に必要な情報を提供したり、関係機関の紹介や連携を行えるよう、地域の社会資源や福祉制度の情報を収集していきます。

また、自分の生活課題に気づいていない人や気づいているのに発信できない人を発見し支援につなぐため、職員の資質の向上に努め、相談拠点としての充実と連携体制の強化を図ります。

1 活動拠点としての充実

● 具体的な取組

福祉センターの設備などの安全管理や事業の充実を図りながら、今後は地域の多様な施設や団体が行う福祉活動を応援する体制づくりに努めます。また、多様な生活課題を抱える住民に活用してもらえるための場所づくりや事業を検討します。

限りあるスペースを有効に活用できるよう、福祉センターの使い方について市と協議していきます。また、高齢者や障がいのある人が気軽に立ち寄り、食品の購入など便利に利用できる環境づくりを進めます。

ひきこもりや不登校の若者、生活困窮者などの居場所づくりや相談場所を、支援団体の協力を得て提供できるよう検討します。

5年後の ゴール

- ・福祉センターサロン（高齢者、障がいのある人など）が充実し、健康維持や介護予防のためのメニューが増えている。
- ・ニーズに特化した対象者の居場所づくりが進んでいる。
- ・福祉センターでのサービスの充実ができています。
- ・福祉センターが担う役割を打ち出すことができています。

2 相談拠点としての充実

●具体的な取組

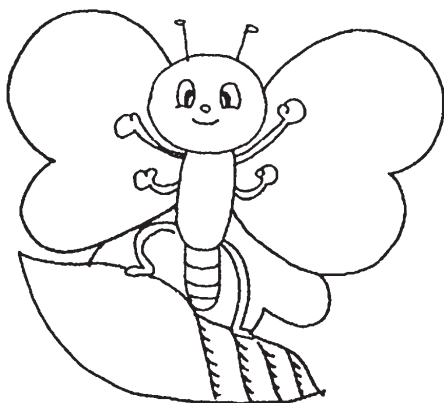
すべての職員が、コミュニティソーシャルワークを実践するという意識を持ち、窓口寄せられた相談を聞き、整理し、判断、対応していくことに努めます。

また、住民と関係機関とのパイプ役として適切な窓口へつなげるよう、地域の社会資源や福祉制度などの情報や知識を多く持つよう内部研修や勉強会を行います。

利用者のニーズを把握し安城市社協全体で共有する仕組みも必要なため、窓口での対応内容を集計、分析し、常にニーズの把握と対応の共有に努めます。

また、生活課題や困りごとを持つ人の早期発見のため、福祉センター職員一人ひとりが、来館者の中にいる自分の生活課題に気づいていない人や困りごとを発信できない人を発見し、支援につなげられる知識と相談援助技術を持てるように研修の実施、参加をしていきます。

5年後の ゴール	<ul style="list-style-type: none">・職員が福祉情報の習得や相談援助技術の向上などにより、福祉センターの利用者が持つニーズの発見ができるようになっている。・すべての福祉センター職員が安城市社協の事業を知っており、住民からの問い合わせに対応し担当部署へつなぐことができている。
---------------------	--



3 連携体制の強化

● 具体的な取組

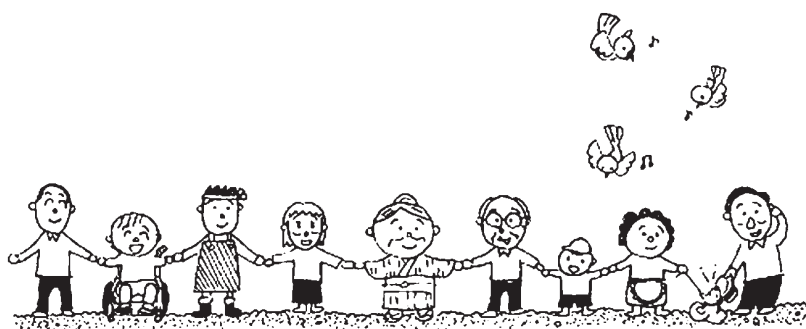
福祉に限らず、地域のさまざまな施設や団体とつながることで、福祉センターが社会資源として周知され活用されるよう努めます。

また、施設や団体と双方に利益がある関係を築き継続した信頼関係をつくるため、福祉センターに町内会、老人クラブ、子ども会、学校、地区内の福祉事業所、見守り協力店の情報を掲示した「まちの情報掲示板」の設置を検討します。ボランティアセンターや生活支援コーディネーターが地域の学校や福祉施設と事業を行うときに同行しニーズを把握するとともに、福祉センターとして協力できることを周知していくなど、施設や団体が福祉センターとつながるメリットを提案できるよう努めます。

さらに、窓口で受けた相談を他部署と共に解決に導いたり、安城市社協の新規事業へのヒントとなるニーズを共有するなど、他部署との連携も強化していきます。

5年後の ゴール

- ・福祉の情報や地域の情報が発信できる福祉センターになっている。
- ・地域の関係機関と、情報掲示や事業への案内、福祉センターのPRを行うなど、つながりが少しずつ進んでいる。
- ・地域の関係機関の要望に応じて、物品の貸出しやボランティア養成事業が共催できている。



第4節 全体に関する取組

1 災害への対応

■安城市社協の現状・成果・課題

安城市社協では、安城市社会福祉協議会災害対応指針に基づき、災害などの緊急事態が発生したときに事業の継続や復旧を図るための業務継続計画（以下「BCP」という。）をすべての部署で整備し、定期的な見直しをしています。

また、市と「安城市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定」「福祉避難所の運営に関する協定」を締結し、市と連携した開設・運営訓練などを行いました。

一方、近隣地域での相互支援のため「西三河ブロック社会福祉協議会局地災害時救援活動への応援に関する協定」を西三河ブロックの社協間で締結しています。

今後は、災害時の取組を、ヒト、モノ、カネ、情報の視点から、より具体的に検討していくことが求められています。また、南海トラフ巨大地震など大規模災害も想定し、近隣以外の市町村社協との連携、相互支援が必要です。

内 容
1. BCPに基づく行動
2. 災害ボランティアセンター運営
3. 福祉避難所としての対応

1 B C Pに基づく行動

● 課題と目標

B C Pを本部・対策事務班、福祉避難所班、各福祉サービス班、要援護者支援班で整備しています。

老人デイサービス事業など指定管理業務の減少や変更、市地域防災計画の見直し、福祉制度の改正などで、人員体制や事業所に求められる役割が変わるため、適切にB C Pを見直していく必要があります。それに伴うヒトの課題として、職員の研修、訓練も必要です。

モノの課題では、初動期は現場に泊まり込み業務を行わざるを得ない職員も想定されるため、食料や医薬品など個人では対応しきれない物資について、法人としてどのように備蓄するかが課題です。

また、西三河ブロックでは社協の相互支援協定がありますが、大規模災害では同時に被災してしまうことが課題です。

● 具体的な取組

災害時に安城市社協としての役割を果たすため、B C Pを定期的に見直します。

ヒトの取組として、すべての職員がB C Pに基づく行動ができるように、職員の参集訓練や福祉避難所開設訓練など、被災時を想定した訓練を引き続き実施します。

また、実務経験を積むためにも被災地への職員派遣を積極的に継続します。

モノの取組では、食料などの備蓄について職員への啓発を進めるとともに、法人としての役割を検討します。

また、県外の市町村社協との相互支援の協定の締結を検討します。

2 災害ボランティアセンター運営

●課題と目標

「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を作成し、市と共有しています。

ヒトの課題では、市と安城市社協職員だけでは運営ができないため、災害ボランティアコーディネーターの養成と開設・運営訓練を毎年実施していますが、継続した人材養成が必要です。また、災害ボランティアコーディネーター登録者の中には民生・児童委員など地域で活動する人材も多く、避難所や被災地域の情報やニーズを災害ボランティアセンターへつなぐ役割を担ってもらうことが期待できる反面、運営者として活動することは時間的、役割的な限界があります。

モノの課題では、マニュアルで必要な物資、機材等をリスト化してありますが、備蓄できていないものも多く、計画的な確保を市と協議する必要があります。

カネの課題では、災害ボランティアセンターは市災害対策本部のひとつの部門であるため運営費は市が負担しますが、安城市社協が持つ各種寄付金の活用や「安城市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書」に記載された、安城市社協が募集・管理するボランティア活動支援募金の使い方の検討が必要です。

情報の課題では、平常時から災害ボランティアセンターの役割を市民へ周知するとともに、被災地となったときの情報収集及び情報発信の方法を検討する必要があります。

また、大規模災害時は、近隣市町村はもとより県内全域に被害が及ぶことを考慮し、人的、物的な相互応援のために、県外の市町村社協との連携を検討する必要があります。

●具体的な取組

ヒトの取組では、被災地での多様な経験を積むとともに、被災地への職員派遣やボランティアとしての活動参加、専門研修の受講などを促進します。また、災害ボランティアコーディネーターの養成を継続します。

モノ、カネの取組では、運営主体である市と支援募金の管理、使用方法や物資備蓄の方法を協議します。

情報の取組では、従来の災害ボランティアセンターのウェブサイトを充実するとともに、SNSの活用方法を市と協議し検討します。

また、大規模災害時の相互支援のため、県外の市町村社協との災害ボランティアセンター運営支援のための協定の締結を検討します。



3 福祉避難所としての対応

● 課題と目標

市が作成した「福祉避難所マニュアル」に基づき、BCPも兼ねた「福祉避難所運営マニュアル」を整備しています。

ヒトの課題では、福祉センターの多くに併設されていた老人デイサービスセンターの廃止に伴い、初動期に必要な職員が不足する可能性があります。

また、避難行動要支援者1人につき介護者1人のみが利用できるルールのため、一般避難所と違い、避難所運営を避難者が行うことができないという課題もあります。

モノの課題では、限られた部屋数をどのように使うかも含めて、避難行動要支援者の特性に応じた資機材をどこまで備蓄し、不足時にどこから調達するかの検討が必要です。

情報の課題では、避難所内で視覚、聴覚、知的障がいなどの障がい特性に応じて別々の情報提供の方法が期待されていますが、まだ対応した掲示物の作成など丁寧な情報提供の準備はできていません。

また、被災後に在宅で生活する避難行動要支援者に対し、福祉避難所としてどのように支援し情報を伝えていくかも課題です。

また、近年の災害時、一般避難所に設置されることが多い福祉避難スペースと市で計画されている福祉避難所及び特定福祉避難所で、いつ、どのような人たちの避難を受け入れるかの判断基準が明確になっていないのが現状です。

● 具体的な取組

一般避難所、福祉避難所、特定福祉避難所の役割を市に確認し、一般避難所や特定福祉避難所と円滑に連携し被災者を効果的に支援するために、改正されていく「福祉避難所マニュアル」に対応し「福祉避難所運営マニュアル」を見直していきます。

ヒトの取組では、訓練の実施など職員の資質向上を引き続き行います。また、不足が予測される人員体制は、現状を市に伝えるとともに、市職員と安城市社協職員以外の人材活用の可能性について、福祉サービス事業所の意見を踏まえて、現実的な対応方法を市と協議します。

モノの取組では、今後、受け入れ対象者の判断基準が明確化される市の方針に従い、福祉避難所の対象者に適した資機材について、福祉避難所開設・運営訓練の経験を踏まえて、市と協議し計画的に備蓄していきます。

すべての取組において、被災時のニーズと支援が効果的に結ばれるように、当事者や介護者、専門職の声を市につなぐよう努めます。



2 「あらゆる地域生活課題」を見据えた地域づくり

■安城市社協の現状・成果・課題

安城市社協は、第3節地域福祉活動推進事業部門のとおり、コミュニティワークによる地域福祉活動の推進とボランティアコーディネートによるボランティア・市民活動の推進に取り組んできました。また、同節相談支援事業部門のとおり、生活困窮者等への貸付支援、成年後見制度や日常生活自立支援事業など多様な分野の相談に対応してきました。

2014年度の基盤強化計画第1次評価改訂版では、これらの取組を活かして、個別支援と地域支援を統合的に展開するコミュニティソーシャルワークの必要性を安城市社協として明示しました。

その後、全国的には地域共生社会の実現に向けて2018年に社会福祉法が改正され、市町村が住民の地域参加促進や身近な圏域での地域生活課題の総合的な相談対応などに努めることが規定されました。こうした動きの中、安城市社協では、従来の市の担当窓口に対応した縦割りだけでなく横断的な体制の構築が課題です。

また、市全域で地域住民が他人事を「我が事」として考える意識の醸成は、いままでの安城市社協の地域福祉活動推進の取組もあり高まっています。しかし、改正した社会福祉法で示された地域生活課題を受け止めていく包括的な相談支援体制は、今後、市の方針を理解し、その中で安城市社協に求められること、安城市社協が独自に取り組むことを整理していく必要があります。

※地域生活課題とは・・・福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。（社会福祉法第4条第2項から抜粋）

地域への関心を高めた住民と縦割りをなくした行政が一緒になって地域で孤立していく人たちを支えていく社会へと進む中で、安城市社協の取り組む方針を職員が正しく理解できるようにしていくことが求められています。

内 容

1. 土台としての地域力の強化
2. 多様な地域生活課題を受け止める場づくり

1 土台としての地域力の強化

※（再掲）第3節 地域福祉活動推進事業部門

2 多様な地域生活課題を受け止める場づくり

● 課題と目標

厚生労働省の「地域力強化検討会」（最終とりまとめ）では、住民に身近な圏域で包括的な相談支援体制を整備し、多様な地域生活課題を丸ごと受け止めることを市町村に求めています。このとりまとめでは、多様な地域生活課題に早期に気付けるのは住民だが、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決させるか、声をあげることができないままとなってしまうため、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止めるように示しています。市では地域福祉計画の中で、この受け止める場をどのようにつくるか検討していく、としています。

安城市社協も住民を孤立させない仕組みづくりのために、今後、検討し決定されていく市の方針を迅速に把握、理解していきます。

また、市の検討の場への参加などを通じ、安城市社協が把握する困っている人の声や助け合いの現状、制度だけでは解決できていない事例等の情報を市へ提供するなど、さらに連携を深めていく必要があります。

また、全国社会福祉協議会からは「社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）」が示され、アウトリーチの徹底と相談・支援体制の強化が市町村社協で検討・展開すべき活動として示されています。

今後は、この強化方針で示されている活動の具体的な取組を、他市町村社協の動向も把握しながら、職員が理解、実践できるようにしていくことが必要です。

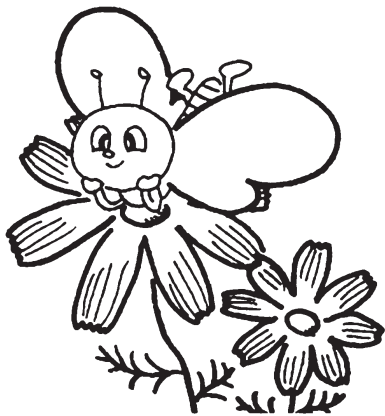
● 具体的な取組

相談できず孤立する住民のいない地域となるために、市の方針を適切に把握するとともに市や関係機関などとの連携の強化に努めます。

市が設置する総合相談窓口（包括的な相談支援体制）とは別の機能として、地域福祉の拠点である福祉センターで相談を断らずに受け止める「とりあえず丸ごと」相談できる窓口を目指します。そして、対応できないことは関係機関につなぎ、問題解決の方向性が定まるまで見届けます。支援をおこなうために必要な職員の資質向上を目的とした研修を継続するとともに、相談を受けた職員を孤立化させないため、困難事例に助言できるスーパーバイザーの育成と設置を検討します。

将来的には市が設置する総合相談窓口との整合性を確認し、安城市社協の「とりあえず丸ごと」相談窓口の機能を強化したワンストップ相談窓口の整備の必要性について、市と協議し検討していきます。

多様かつ市内全域で対応できる相談窓口や介護サービス、ボランティア・市民活動に精通していることが法人の特徴にあります。この特徴を活かし、日常の業務をアウトリーチにつなぐ意識を持った職員と仕組みをつくりまします。



資料編

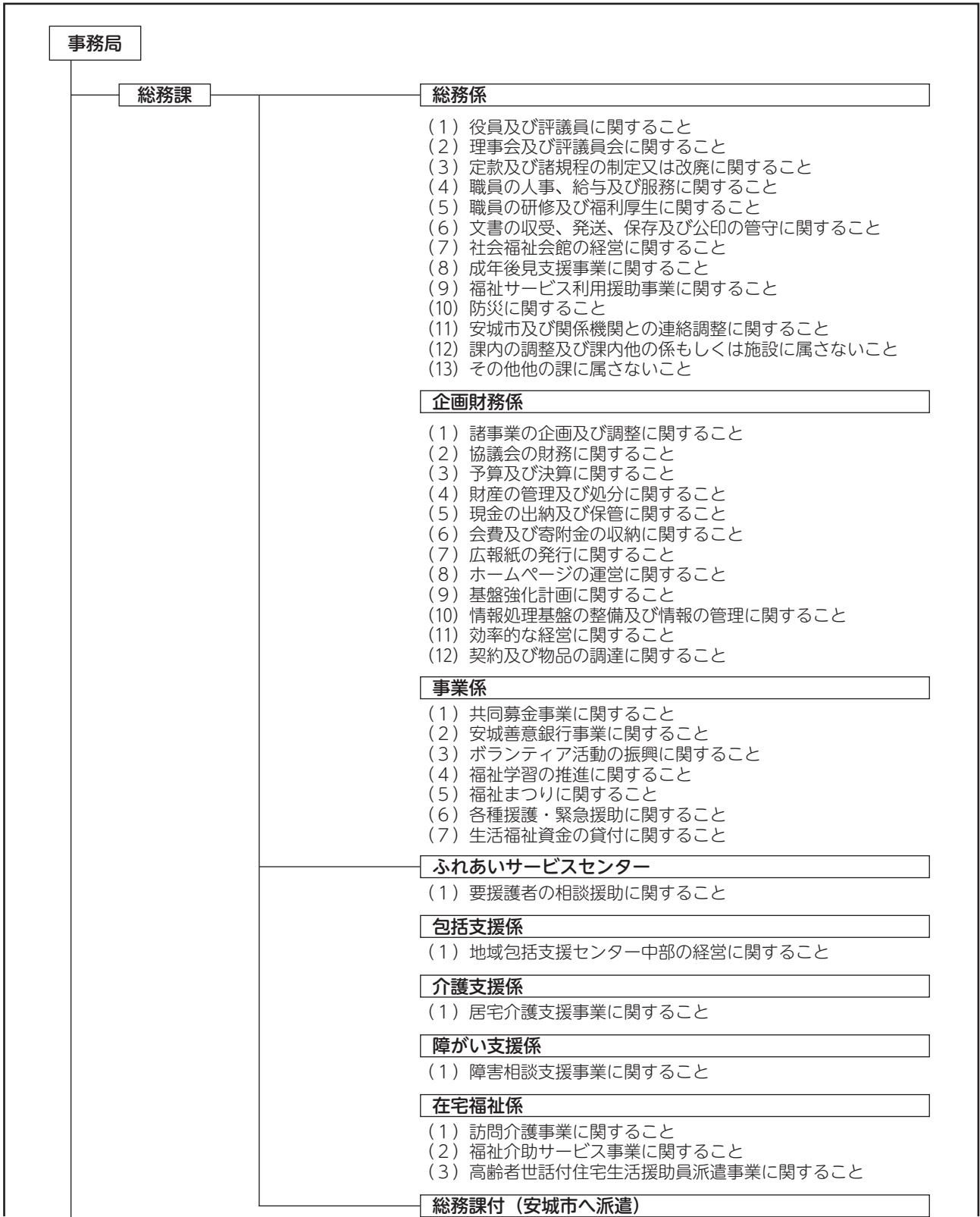


[組織図]

2019年3月31日

会員（一般会員、賛助会員、特別会員）

会長 1人 理事会 12人 評議員会 25人 監事 2人



地域福祉課

地域福祉係

- (1) 地域福祉活動推進事業に関する事
- (2) 地区社会福祉協議会の連絡調整及び支援に関する事
- (3) 心配ごと相談事業に関する事
- (4) 課内の連絡調整に関する事

介護予防係

- (1) 介護予防事業に関する事

総合福祉センター

- (1) 総合福祉センターの経営に関する事
- (2) 中央老人福祉センターの経営に関する事
- (3) 身体障害者福祉センターの経営に関する事
- (4) 中央児童センターの経営に関する事
- (5) 中央地区の地域福祉活動推進に関する事
- (6) 中央地区社会福祉協議会の業務に関する事
- (7) 明祥老人福祉センターの事業に関する事
- (8) 明祥地区の地域福祉活動推進に関する事
- (9) 明祥地区社会福祉協議会に関する事

北部福祉センター

- (1) 北部福祉センターの経営に関する事
- (2) デイサービス事業に関する事
- (3) 東山地区の地域福祉活動推進に関する事
- (4) 東山地区社会福祉協議会の業務に関する事

西部福祉センター

- (1) 西部老人福祉センターの経営に関する事
- (2) 西部児童センターの経営に関する事
- (3) 西部地区の地域福祉活動推進に関する事
- (4) 西部地区社会福祉協議会の業務に関する事

作野福祉センター

- (1) 作野老人福祉センターの経営に関する事
- (2) 作野地区の地域福祉活動推進に関する事
- (3) 作野地区社会福祉協議会の業務に関する事

桜井福祉センター

- (1) 桜井老人福祉センターの経営に関する事
- (2) 身体障害者デイサービスセンターの経営に関する事
- (3) 桜井地区の地域福祉活動推進に関する事
- (4) 桜井地区社会福祉協議会の業務に関する事

中部福祉センター

- (1) 中部老人福祉センターの経営に関する事
- (2) 中部地区の地域福祉活動推進に関する事
- (3) 中部地区社会福祉協議会の業務に関する事

安祥福祉センター

- (1) 安祥老人福祉センターの経営に関する事
- (2) 安祥児童センターの経営に関する事
- (3) 安祥地区の地域福祉活動推進に関する事
- (4) 安祥地区社会福祉協議会の業務に関する事

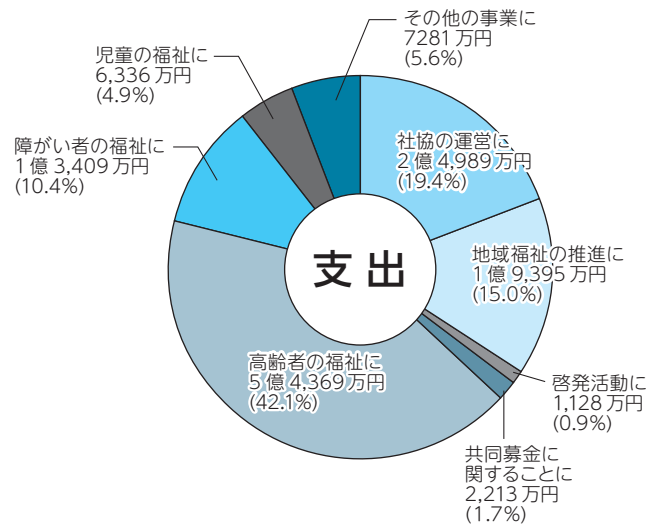
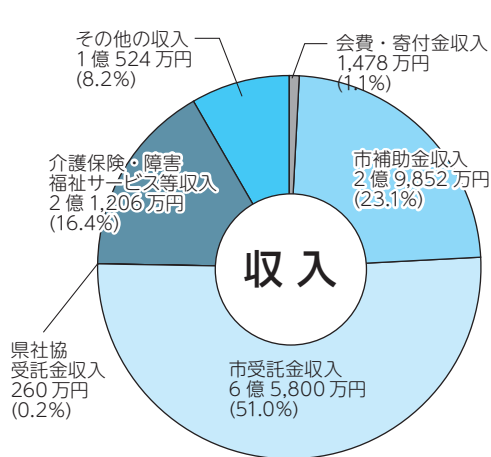
※安祥デイサービスセンターは2019年3月31日をもって閉鎖となりました。

[決算と予算の概要]

安城市からの補助金や委託料が収入の約75%を占めており、安城市からの財政的な支援は非常に大きなものとなっています。デイサービス事業や障害福祉サービス事業などの収入の占める割合は約15%です。

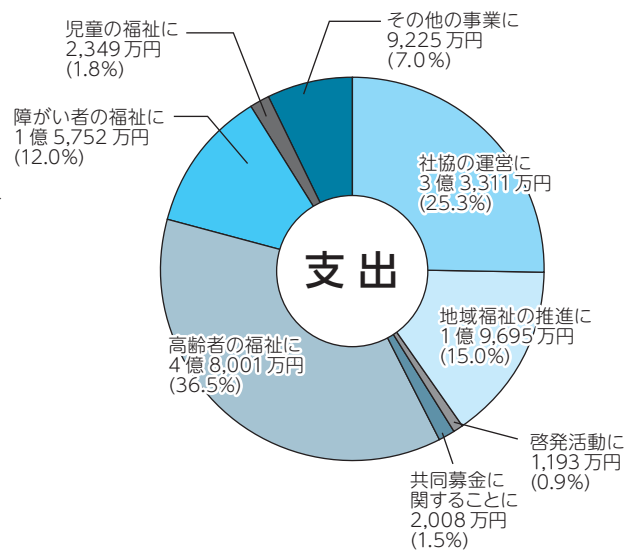
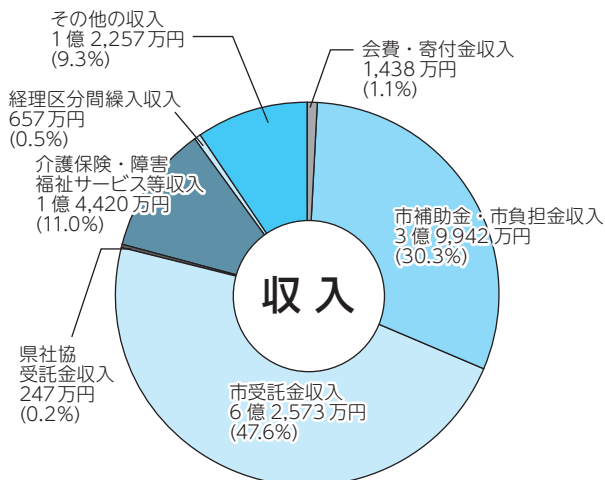
平成29年度決算

約12億9,120万円



平成30年度予算

約13億1,534万円



安城市社会福祉協議会役員名簿

(2019年3月31日)

(敬称略・順不同)

役職名	氏名	選出母体
顧問	神谷 学	安城市長
//	浜田 実	// 副市長
会長	神谷 明文	学識経験者
副会長	岩井 洋二	町内会長連絡協議会（会長）
//	柴田 綾乃	民生委員児童委員協議会（会長）
理事	沓名 俊裕	安城商工会議所（会頭）
//	清水 誠司	医師会（会長）
//	鈴木 逸郎	ぬくもり福祉会（理事長）
//	日比野 繁喜	ボランティア連絡協議会（会長）
//	本田 吉則	学識経験者
//	石川 誠	//
//	石川 充	行政代表（福祉部長）
常務理事	岩瀬 康二	社会福祉協議会（事務局長）
監事	石川 伸男	町内会長連絡協議会（副会長）
//	荻野 正史	碧海信用金庫（常勤監事）

顧問（2名）、理事（11名）、監事（2名）

将来のあり方および、部門会議で出てきたアイデア

基本目標 1 『信頼され安定した経営』

■将来のあり方

1 人材の育成

(1) 職員の人づくり

人材育成力の強化

- ・実習、インターン、アルバイト先として学生や若者たちから人気を博している。
- ・「安城市社協職員であること」が、福祉を目指す者にとってステータスとなっている。
- ・ブランド化の成功により職員採用試験が高競争率となり、優秀な人材の確保が容易となっている。

(2) 研修体系の充実

- ・事業所の運営上必要となる有資格者については、職員の自発的努力によって各年代においてバランスよく確保され、常に安定した運営がされている。
- ・社協職員が自ら発案・企画し樹立された独自の研修体系は、他に類例がなく先進的な取組として内外の高い評価を得ており、メソッドとしてブランド化している。
- ・社協職員が、研修で得た知識、技術、資格を活かして地域の会合や個別支援現場でコミュニティソーシャルワーカーとして地域課題の解決に貢献している。

2 組織の透明性

(1) 情報公開

- ・安城市社協の情報発信ツールが住民から認められ、さらに他法人の模範となっている。

(2) 組織を横断した連携

- ・適切な連携によって、よりレベルの高い支援の実施ができています。
- ・連携することで得た知識や技術が、担当部署や担当職員でないと知らない・わからないということが減ることにつながり、職員個々の能力向上になっている。

3 安定した経営

(1) 財源と事業運営

- ・安城市社協の強み（ブランド）の確立と外部への周知。
- ・新規事業の継続的な発掘。

(2) ガバナンス強化

- ・内部監査の実施。
- ・事業に即した規程などの作成。

■部門会議で出てきたアイデア

【人材育成部門】

- ・世間に広く社協を知ってもらうため、よりタイムリーな情報発信をするため、SNSなど時代に合わせた媒体を活用する。
- ・福祉系の学生達に安城市社協に関心をもってもらうため、大学の授業の場へ社協職員の「出前講師」を派遣する機会を積極的に増加させる。
- ・実習の機会を通じて、実習生に職場として魅力も伝えられる実習ルールを作る。
- ・学生に向けて、短期間での職場体験、アルバイト制度を作る。
- ・新人教育のノウハウをまとめた新人指導手引、マニュアル等がないため、新人教育は、各担当者任せになっている。共通する事務能力に差のないよう組織として統一された手引き、マニュアルを作成する必要がある。
- ・人間関係の円満な職場づくりのために、職員互助会での公認クラブ活動助成、奨励をし、業務外での職員間の懇親を深めてもらう機会をもってもらう。
- ・イベントの開催において企画段階から学生に参画してもらい、体験しながら安城市社協に興味をもってもらう。
- ・将来の異動に必要な資格、実務で習得した技能を見える化し、職員間で情報共有し、意欲の向上を図りつつ、能力開発の動機とする。
- ・将来の異動先やキャリア形成について、本人の意思を尊重したコース選択制度の導入をする。
- ・若手職員にも事業展開や採算性といった企業経営の視点を踏まえた研修を受けさせて、早いうちから経営感覚を養う。
- ・職員が、社協内で関連する他の業務を短期間で体験する実地研修を行い、他業務への理解を深め、連携をしやすくさせる工夫をする。
- ・実務に有用な資格取得に対して取得費用の補助、助成制度の充実、拡充を図り、職員の資質向上を促進する。
- ・既存の研修体系に拘ることなく、職員からの需要に応じ研修テーマそのものも公募制とする。

【財政基盤強化部門】

- ・広報紙のページ数を増やす。
- ・将来を見据えた経営視点の共有化を図るための勉強会の開催。
- ・罰則規程を設け、職員の資質向上を図る。
- ・住民や関係団体への満足度アンケート実施。
- ・事業内容見直しに伴う組織体制の再編成。
- ・他部署を知る勉強会の定期的な開催。
- ・安城市社協の認知度向上のため、ハートンキャラクターグッズの販売。

将来のあり方および、部門会議で出てきたアイデア

基本目標 2 『みんなで見守り支えあうまちづくり』

■将来のあり方

1 多様な主体による地域福祉活動の推進

(1) 継続的な見守り活動

- ・各町内福祉委員会でそれぞれの地域に合った見守り活動が継続されている。
- ・多様な主体で連携した見守り活動体制が構築されており、必要に応じて個別に支援を受けられるようになっている。

(2) 居場所づくり

- ・定期的に参加できる多様なつどいの場が週に1回以上あり、介護予防を意識して参加することができる。
- ・つどいの場への参加者も、担い手として何らかの役割を果たすようになっている。
- ・福祉関係者や企業などが主催するつどいの場が開催されるようになっている。

(3) 生活支援・個別支援の仕組みづくり

- ・生活支援について多様な主体で検討する場が設けられ、新たな生活支援を創出できるようになっている。

(4) 福祉教育

- ・住民が地域の中で役割を持ち、互いに支え合いながら生活することの必要性を理解できている。

2 ボランティア・市民活動の活性化推進

(1) 支援機能の強化

- ・関係機関と情報を共有し、地域課題の解決につながる支援体制ができる。

(2) 人材発掘・育成

- ・地域ニーズの解決につなげられるよう、多様な人材を発掘・育成し、活動を継続的に支援できている。

■部門会議で出てきたアイデア

(1) 多様な主体による地域福祉活動の推進

ア 継続的な見守り活動

- ・住民と生活支援・見守り協力店が連携した事例を取りまとめた事例集（社会貢献カタログ）を作成する。
- ・事例集（社会貢献カタログ）を用いて行う企業や住民への啓発・活動展開の方法について職員向けにまとめる。

- ・社会貢献を考える企業へ事例集（社会貢献カタログ）を用いて働きかけ、住民・企業が連携した見守り活動の仕組みを一緒に検討する。

イ 居場所づくり

- ・福祉関係者や企業のやりたいこと・できることを調査し、既存のつどいの場とつなげたり、つどいの場の新規開発を行う。

ウ 生活支援・個別支援の仕組みづくり

- ・宅配サービスや公共交通機関など生活支援に関わる既存資源を把握し、その既存資源を高齢者等が容易に活用できるよう個別に支援し、その実績を積み重ね、既存資源を活用した生活支援・個別支援の仕組みを作り上げる。
- ・社協として、他法人と連携する際の担当係（企業の相談窓口、内部連絡調整担当）を明確にして、相談窓口としてアピールする。
- ・他法人（企業・福祉関係者等）と連携する際のハードルを低くする方法を検討する。
（例）・連携事業立ち上げのため、社協として支援できる財源はないか。
 - ・企業や福祉関係者側のメリットは何か。

エ 福祉教育

- ・学校の授業計画や方針に合わせたモデルプログラムを作成する。
- ・地域資源を活用したモデルプログラムを作成する。（町内福祉委員会や老人クラブ、民生・児童委員を活かした福祉教育プログラムの作成・町内福祉委員会や老人クラブ、民生・児童委員が講師となる福祉教育プログラムの作成・ひとり暮らし高齢者等の自宅へ訪問するなど地域に暮らす当事者と関われる福祉教育プログラムの作成）
- ・実施状況を分析し、働きかけの際の職員向けワークフローを作成する。（相手の側に立ちメリットを提示する等）

将来のあり方および、部門会議で出てきたアイデア

基本目標 3 『何でも相談できるまちづくり』

■将来のあり方

1 相談支援の強化

(1) 連携体制の強化

ア 安城市社協内の連携強化

(ア) 障害相談支援事業

- ・社協全体で事例検討会を行うことができています。

(イ) 居宅介護支援事業

- ・部署間で個別ケースの情報共有を行い、必要な社会資源を開発することができています。

(ウ) 地域包括支援センター事業

- ・地域の身近な相談窓口として、まずは相談を受け止め、安城市社協の機能を十分に活かした支援ができ、地域から信頼される窓口となっている。

(エ) 生活福祉資金貸付事業・安城善意銀行貸付事業

- ・社協内で情報共有や連携を図り、経済的援助のみでなく生活全体を支援し、相談者が自立した生活を送ることができています。

(オ) 福祉サービス利用援助事業

(カ) 成年後見事業

- ・社協職員全員が制度の存在だけでなく概要を把握している。

(キ) 地域における身近な相談

a 福祉センター

- ・福祉センターの窓口で受けた相談やつぶやきから、社協内の該当部署と相談し、必要な新規事業を提案することができています。

b 地域福祉活動推進事業

- ・町内福祉委員会からあがってきた相談内容を、他部署と情報共有し問題解決をすることができています。
- ・安城市社協として関わったケースであれば、どの部署からもシステムで情報が把握できる。

イ 関係機関等とのネットワーク強化

(ア) 障害相談支援事業

- ・地域から障がいに関する相談を増やすことができています。

(イ) 居宅介護支援事業

- ・コミュニティソーシャルワーカーと連携できている。(継続)
- ・地域資源の活用ができています。(継続)
- ・必要な支援機関につなげ協働できている。(継続)

(ウ) 地域包括支援センター事業

- ・地域ケア個別会議で確認した個別課題について、地域の課題として地区会議で有資格

者と住民とともに話し合うことができ、必要な資源開発につなげることができている。

- (エ) 生活福祉資金貸付事業・安城善意銀行貸付事業
 - ・経済的な問題のみならず、相談者の困りごとについて、関係機関や住民と連携して解決につなげることができている。
- (オ) 福祉サービス利用援助事業
 - ・地域包括支援センター等の関係機関担当者が、制度の概要について理解している。
- (カ) 成年後見事業
 - ・町内福祉委員会等の地域資源と連携し、在宅被後見人等の見守り活動ができている。
- (キ) 地域における身近な相談
 - a 福祉センター
 - ・地域の関係機関から、必要に応じて情報提供や相談が持ち込まれるようになっている。
 - ・地域で活動を行う団体の活動支援や多様な担い手の発掘と育成ができている。
 - b 地域福祉活動推進事業
 - ・支援を必要とする人が、まずは社協に連絡してみようと認識されている。

(2) 相談体制の充実

ア 人材の育成・確保

- (ア) 障害相談支援事業
 - ・どの分野にも対応できる資質の高い相談員を育成し、相談支援を行うことができている。
 - ・基幹相談支援センターの業務を適切に運営できる人員体制とするため、相談支援に関するスーパーバイズの知識や技術を有する人材の確保ができている。
- (イ) 居宅介護支援事業
 - ・経験のあるケアマネジャーがスーパーバイズでき、事業所全体としての底上げができている。
- (ウ) 地域包括支援センター事業
 - ・社協内での連携や有資格者と地域間との連携を円滑に行うことにより、社協の地域包括支援センターとしての強みを活かした、住民に寄り添う相談支援ができている。
- (エ) 生活福祉資金貸付事業・安城善意銀行貸付事業
 - ・貸付担当者が、貸付に関する専門知識以外に、生活困窮者の生活全般に関する幅広い知識を持ち、相談支援にあたることができる。
- (オ) 福祉サービス利用援助事業
 - ・専門員、生活支援員の増員による相談体制の強化。
- (カ) 成年後見事業
 - ・相談事例をまとめた事例集をもとに、事例検討会で資質の向上を目的とした研修に役立てることができている。
- (キ) 地域における身近な相談
 - a 福祉センター
 - ・福祉センター職員全員がコミュニティソーシャルワーカーとしての知識と技術を持ち、生活支援が必要な住民と生活支援ができる人のコーディネートができている。

b 地域福祉活動推進事業

- ・スーパーバイザーとスーパーバイジーによるOJTが機能している。

イ 広報・啓発活動の強化

(ア) 障害相談支援事業

- ・障がいに関する相談は、ふれあいサービスセンターに行けばよいと住民に周知できている。

(イ) 居宅介護支援事業

- ・地域資源のひとつとして貢献できるよう、広報・啓発活動を行う。

(ウ) 地域包括支援センター事業

- ・住民の身近な相談窓口として認知され、気軽に相談してもらえる窓口となっている。

(エ) 生活福祉資金貸付事業・安城善意銀行貸付事業

- ・制度の利用が必要な人に、必要な情報が届き、制度を利用することができる。

(オ) 福祉サービス利用援助事業

(カ) 成年後見事業

- ・関係機関で制度の内容が幅広く周知、理解されている。

(キ) 地域における身近な相談

a 福祉センター

- ・福祉センターが地域福祉の拠点として担う役割を、実例を挙げて広く住民に周知できている。

b 地域福祉活動推進事業

- ・取組に対する認知度を上げることができている。

2 困りごとを抱えた人への支援

(1) 相談の体制づくり

ア 断らない相談体制の整備

- ・すべての社協職員が、相談窓口として対応することができている。
- ・全部署で、ワンストップ窓口として機能することができている。
- ・困りごとを抱えた人の相談を受け止め、問題を解決できる体制の構築。
- ・困りごとを把握したら社協に相談するという認識が住民に浸透している。

イ 情報の共有方法検討

- ・部署を超えた事例発表会を開催し、社協全体で取組を共有し、職員の資質の向上ができている。
- ・必要な情報を職員が共有できている。

(2) 支援体制の整備

ア ワンストップで受け止める体制整備

- ・どの制度にも該当しない困りごとを、ワンストップで受けとめる事業が実施できている。

イ 他機関、地域とのネットワーク体制整備

- ・当事者を中心とした他機関によるネットワークを築き支援できている。
- ・世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて、適切な関係機関とつながり、連

携しながら解決することができている。

- ・有資格者のみならず、住民とも連携して支援を進めることができている。
- ・既存の会議や協議体間の有機的な連携を図り、個別課題を地域の課題としてフィードバックすることができている。

ウ 社会資源の開発

- ・人・もの情報リストに資源開発したサービスやプログラムが加えられている。
- ・社協職員の誰もが、お助けチームのメンバーになれる専門知識を持っている。
- ・理事会や評議員会が「協議会」としての役割を果たし、解決できる仕組みとして機能している。
- ・制度の狭間の問題を既存のネットワークのみならず、福祉以外の企業や団体とも連携したネットワークの構築により、協働で社会資源を開発し、セーフティネットとして機能することができている。
- ・困りごとを抱えた人が地域の一員として安心して生活ができるよう、社会資源を活用し、地域を巻き込みながら支援を進めることができている。

■部門会議で出てきたアイデア

- ・相談支援技術を身につけるため、職種を問わず外部研修を積極的に活用する。
（例）県社協福祉人材センターが実施する相談・面接研修
- ・全体研修会等を利用し、各系の担当業務のプレゼン（紹介）を実施し、理解を深めてもらう。
- ・裁判所や警察などの見学。
- ・職員の意識統一を図るため、職員ワークショップを開催し対応の統一化を図り、住民が気持ちよく相談できるため職員手作りの「マナーブック」等を作成する。
- ・出張相談窓口。
- ・パーテーションなどの利用によるセパレート空間の確保。
- ・21時まで開館。
- ・365日相談できる窓口。
- ・困りごとコールセンターの設置。

将来のあり方および、部門会議で出てきたアイデア

基本目標 4 『自分らしく安心して暮らせるまちづくり』

■将来のあり方

1 事業所としての責任

(1) ホームヘルプサービスの質の向上

- ・質の高いサービスを提供することで、その人らしく自立した生活を営むことができる。
- ・制度の狭間で生活に困っている人の支援を継続して行うことができる。

(2) 身体障害者デイサービスの対応強化

- ・多様化する利用者ニーズにも柔軟に対応し、質の高いサービスを提供できる利用者満足度の高い事業所となっている。
- ・関係機関との連携体制が確立しており、すみやかな問題解決ができています。

■部門会議で出てきたアイデア

- ・身障デイサービス職員が、時間外でヘルパー訪問の協力ができる体制づくり。
- ・吸痰ができるヘルパー職員が身障デイサービスでも協力できる体制づくり。
- ・身障デイサービスの看護師が、デイサービスやヘルパーを利用している利用者への日曜日吸引を含めたヘルパー業務ができるような体制をつくる。
- ・買い物困難者のための送迎支援。
- ・安く有償サービスをしてくれる所、事業所をつくる。(1時間1,200円程度)
- ・コンサートやお墓参りなど、車に乗せて一緒に手伝ってくれるなどを一連で引き受けてくれるところがあるとよい。
- ・J-MAX(階段昇降機)の有償サービス。
- ・身障デイサービスを北方面にもう一か所つくる。
- ・身障デイサービスの強みである入浴を午前・午後行う。
- ・年齢層を近づけるデイサービス。(40歳~64歳など)
- ・共生社会 子どもの居場所づくり。
- ・安城市社協のヘルパーと身障デイサービス合同の研修会や勉強会を開催し、スキルアップを図る。

将来のあり方および、部門会議で出てきたアイデア

基本目標 5 『身近な福祉の拠点があるまちづくり』

■将来のあり方

1 地域福祉活動の拠点づくり

(1) 活動拠点としての充実

- ・毎日高齢者サロンが開催されている。また高齢者以外に、ニーズに特化した対象者の居場所づくりが軌道に乗っている。
- ・施設や設備だけでなく、利用者の利便性が向上する事業が実施できている。
- ・福祉センターが地域福祉の拠点として担う役割が、明確に広く住民に周知できている。

(2) 相談拠点としての充実

- ・福祉センター職員全員が、生活支援が必要な住民と生活支援ができる人のコーディネートを行うコミュニティソーシャルワーカーとしての知識と技術を持っている。
- ・地域の関係機関や住民、福祉センター利用者から相談が持ち込まれたり、気軽に声をかけてもらえる職員になっている。
- ・福祉センターの窓口で受けた相談やつぶやきからニーズをキャッチし、安城市社協の新規事業を提案することができている。

(3) 連携体制の強化

- ・生活支援が必要な住民と生活支援ができる人や団体とのコーディネートができる福祉センターになっている。
- ・地域の関係機関から定期的に情報を提供してもらえる福祉センターになっている。
- ・地域で活動を行う団体の活動支援や、多様な担い手の発掘と育成ができている。

■部門会議で出てきたアイデア

【居場所づくり・事業】

- ・旧ダイルームの厨房を活用し、孤食防止や悩みを抱える人の生活課題発掘、貧困対策、子育て世代の交流・相談、栄養士考案の健康メニュー、多世代交流などを目的とした食堂やカフェを開催する。
- ・子どもの放課後の居場所づくり。学習支援とは異なり何をしても良い場所。
- ・子どもの無料塾。
- ・40歳以上を対象とした介護予防事業、または高齢者のくくりを外した事業。
- ・子育て世代とシニア世代の交流事業。シニア世代には子育て相談にのったり遊び相手などで社会貢献や生きがいづくりにつながる。
- ・長久手市のゴジカラ村のような、古民家の縁側に誰でも立ち寄れるような居心地の良い居場所づくり。
- ・福祉センター内に障がいのある人が働ける場所づくり。
- ・認知症の方も働けるカフェや内職などの場所づくり。

- ・保清が必要な人への入浴サービス、デイ浴室を利用した入浴支援サービス。
- ・託児サービス。
- ・就学前からの福祉教育。
- ・トレーニングジムのように運動器具を設置し、指導資格を持つ職員が利用者の介護予防指導を行う。

【施設・設備の利便性向上】

- ・貸し部屋の空き状況がインターネットで確認でき、予約もできる。
- ・福祉センター内に売店や軽食コーナー設置する。
- ・災害時の情報収集等に活用できるインターネット環境を整備する。
- ・福祉施設や団体、または市内の店舗、農家等に福祉センターで定期販売を行ってもらい、利用者の買い物支援と福祉団体の活動応援を行う。（飲食物、生活雑貨、衣料品、書籍、花など）
- ・移動手段のない利用者を福祉センターへ送迎するサービス。
- ・年齢や世代に縛られず市民なら自由に使える施設。
- ・風呂を夜まで営業する。
- ・年中無休の福祉センター。
- ・行政書類が手軽に申請・取得できる。市と直結したテレビ電話を設置。

【相談支援】

- ・乳幼児、児童、若者、障がいのある人、高齢者すべての相談・手続きをワンストップで受ける。手続きも社協が代行する。
- ・低額料金制でどんな相談も受け、支援する。
- ・電球交換や買い出しなど、法の狭間のサービス。またはボランティア紹介。
- ・移動に困る人のために、福祉センターでの貸付相談機能。
- ・福祉車両などを活用し、バスが停まらないお店や病院などへの送迎サービスまたは乗り合いタクシーのサービス。

〔用語解説〕

(50音順)

用語	ふりがな	解説
アウトリーチ	あうとリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助を訴えることができない個人や家族に対し、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
安城善意銀行	あんじょうぜんいぎんこう	市民から寄せられた金銭や物品等の寄付を預かり、その善意を社会福祉施設や団体等に役立て、地域福祉を推進していくための組織。
安城善意銀行貸付	あんじょうぜんいぎんこうかしつけ	主に低所得者世帯に対し、一時的に生活の維持が困難になるおそれのある場合に、その救済を目的として生活資金を貸付する制度。
NPO	えぬぴーおー	「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、広義には民間非営利組織といわれ、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等営利を目的としない団体を指す。法的には、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の推進が図られている。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。
OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)	おん・ざ・じょぶ・とれーにんぐ	経験豊富な職員から若手職員へ実践を通して必要な知識、技術、役割、取り組み姿勢、態度などを計画的、継続的、意識的に指導援助し、個人の力量を育成する活動。
鍵の預かり事業	かぎのあずかりじぎょう	ひとり暮らし認定者および高齢者のみ世帯などで、身近に鍵の保管ができる親族がいない人を対象に自宅の鍵を預かることで、安否確認ができないときに鍵を使い入室し緊急援助を行う事業。
喀痰吸引	かくたんきゅういん	吸引装置を利用し、唾液、鼻汁、肺・気管から排出される老廃物や小さな外気のゴミを含んだ粘液などの分泌物（喀痰）を、窒息や呼吸困難、誤嚥を防ぐために吸引する行為のこと。医療行為であるが、法改正に伴い一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に痰の吸引等の行為を実施できることになっている。
ガバナンス	がばなんす	不正や違法行為を監視したり、少数に権限が集中する弊害をなくすなど、法人を健全に運営することや、その仕組み。
基幹相談支援センター	きかんそうだんしえんせんたー	障がいのある人に対して相談支援の中核的な役割を担い、相談機能、権利擁護、虐待防止等の役割を担う機関のこと。
共同募金	きょうどうぼきん	都道府県を単位とし、共同募金会という民間の団体により行われる募金。一般募金、歳末募金があり、シンボルマークが赤い羽根であることから「赤い羽根募金」とも呼ばれる。
業務継続計画(BCP)	ぎょうむけいぞくけいかく	人材、物資、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務や継続性の高い通常業務などの非常時優先業務を特定し、業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な地震等の災害時であっても、適切な事業実施を行うことを目的とした計画。
居宅介護支援	きょたくかいごしえん	介護保険法の保険給付対象サービスの一つ。ケアプランの作成や各種連絡調整、手続きの支援を行う。
クラウドファンディング	くらうどふあんでいんぐ	ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為、またそのためのネットサービスのこと。
グループウェア	ぐるーぷうえあ	コンピューターネットワークを利用して、法人内における業務の効率化を図るためのソフトウェアをいう。主に、電子メール、スケジュール管理、文書やデータベースを共有するファイル管理、電子掲示板などの機能を持つ。

用語	ふりがな	解説
子どもの貧困	こどものひんこん	子どもの貧困とは、必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在および生活状況をいう。
コミュニティソーシャルワーク	こみゆにていそーしゃるわーく	個別（本人・家族）のニーズをもとに、フォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスの力をつなげて、地域の力で支援していく手法。
コンプライアンス	こんぷらいあんす	法律や社会的な通念を守ること、また、その意識のことをいう。
災害ボランティアコーディネーター	さいがいはらんでいあこーでいねーたー	災害ボランティアセンターを運営するメンバーとして、行政・地域・その他団体との連携を密接に取り、ボランティアのマンパワーを活かして災害時のボランティア活動をコーディネートするスタッフのこと。
災害ボランティアセンター	さいがいはらんでいあせんたー	災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関。
サロン	さろん	町内福祉委員会など住民主体による仲間づくりや生きがいづくりのためのつどいを開催する活動のこと。
社会資源	しゃかいしげん	社会において一定の課題を解決したり、特定の目標を達成するために用いられるもののこと。その対象は福祉分野に限定されるものではなく、人、組織、制度、物、情報、技術、知識、社会的価値観などを含めていう。
社会的孤立	しゃかいてきこりつ	「家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態」のこと。核家族化などによる世帯構成の変化や、近隣住民との関係の希薄化などにより、家族や地域とのかかわりが減り社会的に孤立してしまうことをいう。
社協会員	しゃきょうかいいん	社協事業にご賛同いただき、これからの地域福祉活動を支えるための事業資金として、一定額の会費を提供くださる方をいう。
社協会費 （一般会費、賛助 会費、特別会費）	しゃきょうかいひ （いっぱんかいひ、さんじょかいひ、とくべつかいひ）	一般会費は、町内会に協力いただき戸別に募集する安城市社協の会費。賛助会費は、主に福祉関係団体、各福祉センター利用団体に協力いただき募集する安城市社協の会費。特別会費は、主に市内事業所に協力いただき募集する安城市社協の会費。
障害相談支援事業	しょうがいそうだんしえんじぎょう	障がいのある人の自立した生活を支えるために、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて相談ができる機関。
自立支援協議会	じりつしえんきょうざいかい	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する仕組みづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場をいう。
自立相談支援事業	じりつそうだんしえんじぎょう	生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者が抱える課題に応じた支援が継続的に行われるよう支援計画を作成し、計画に基づいた支援が包括的に行われるよう関係機関と連絡調整を行う事業。
人事考課制度	じんじこうかせいど	職員の能力、成果、意欲を評価することにより、異動、配置、昇格、昇給、賞与および教育訓練に積極的に活用を図ることによって、職員各人の能力や資質と士気の向上に努め、人事上の処遇に適正に反映させることを目的とする制度。
スーパーバイズ	すーぱーばいず	対人援助者（スーパーバイザー）が指導者（スーパーバイザー）から教育を受ける過程をスーパーバイズという。指導者が援助者と面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的スキルを向上させることを目的としている。支持的、教育的、管理的の3つの機能がある。

用語	ふりがな	解説
生活課題	せいかつかだい	自分らしい生活をおくるために、その人にどのような社会資源（制度、機関、人材、資金、知識、技術など）が必要なのかということ。
生活困窮者	せいかつこんきゅうしゃ	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。（生活困窮者自立支援法第3条）
生活困窮者自立支援制度	せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど	平成27年4月に施行され、生活困窮者に対して自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、就労訓練事業、子どもの学習・生活支援事業、一時生活支援事業を行う制度。安城市は福祉部社会福祉課に窓口が置かれている。
生活支援・見守り協力店	せいかつしえん・みまもりきょうりよくてん	通常の業務の中で可能な範囲で配達や生活支援を行うとともに見守りを行い、異変に気付いた際は関係機関へ連絡をする店舗のこと。
生活支援コーディネーター	せいかつしえんこーでいねーたー	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う者をいう。
生活支援ネットワーク会議	せいかつしえんねつとわーくかいぎ	市町村が主体となり、高齢者の生活支援のために、各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等（事業者や活動を担う地域住民）が参画して、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを形成しながら協議する会議をいう。
生活福祉資金貸付	せいかつふくししきんかしつけ	低所得者世帯等に対して、低利または無利子での資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とした貸付制度をいう。実施主体は各都道府県社会福祉協議会。
成年後見制度	せいねんこうけんせいど	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が低下した成年者を保護し支援するための制度。
セーフティネット	せーふていねつと	経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策をいう。
SNS（ソーシャルネットワークングサービス）	そーしゃるねつとわーきんぐさーびす	友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。ウェブサイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。
地域包括ケアシステム	ちいきほうかつけあしすてむ	地域の実情に応じて高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活が包括的に確保される体制。
地域包括支援センター	ちいきほうかつしえんせんたー	社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種で構成され、住みなれた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健や福祉のサービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相談、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援していく機関。
地区社協	ちくしゃきょう	住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、中学校区ごとに設立された組織。

用語	ふりがな	解説
中間支援センター、 中間支援組織	ちゅうかんしえん せんたー、ちゅう かんしえんそしき	活動者（団体）と活動対象（高齢者や障がいのある人など。人 のみではなく、地域や環境という場合もある。）の間に立って双 方を支援する組織。
町内福祉委員会	ちょうないふくし いいんかい	町内会を区域に各町内の実情に合わせて設立され、住民による 地域福祉活動を推進する組織。
福祉介助サービス 事業（移送サービ ス、院内介助サー ビス）	ふくしかいじょ さーびすじぎょう （いそうさーび す、いんないかい じょさーびす）	一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象とした サービス。外出困難者が安心して外出ができるようサービスを提供 する「移送サービス」と、通院援助利用者で病院内での介護保 険制度適用外の援助を必要としている人が安心して院内で目的が 達成できるようサービスを提供する「院内介助サービス」があ る。
福祉基金	ふくしききん	寄付金を積立て、債券等により運用して得た利息を安城市社協 の事業に活用している。
福祉サービス利用 援助事業（日常生 活自立支援事業）	ふくしさーびす りようえんじょ じぎょう（にちじょ うせいかつじりつ しえんじぎょう）	認知症高齢者、知的に障がいのある人、精神に障がいのある人 等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送 れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等 を行う事業をいう。
福祉避難所	ふくしひなんじょ	一般の避難所で共同生活が困難な高齢者や障がいのある人が安 心して避難生活ができるように設置される避難所をいう。安城市 では、福祉センターが福祉避難所として指定されている。
ボランティアコー ディネーター	ぼらんていあこー でいねーたー	「一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚 し、主体的・自発的に社会のさまざまな課題やテーマに取り組 む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活 動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、 新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが 市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティア コーディネーションの役割を、仕事として担っている人をいう。
ボランティアセン ター	ぼらんていあせん たー	ボランティア活動の推進を図るために設置されている機関のこ と。ボランティアに関する助成金、資材の提供、ボランティアを したい人とボランティアをしてほしい人のマッチング、講座を通 じた活動者の発掘などの支援を行う。
民生・児童委員	みんせい・じどう いいん	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域にお いて、住民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に 努めている人で、「児童委員」を兼ねている。「主任児童委員」 は児童委員の中で児童を専門に担当する人。

発展強化計画会議開催状況

会議等名称	回数	開催日	出席人数	会議等名称	回数	開催日	出席人数
準備委員会	1	2017年 6月29日	10	テーマ別検討組織 (地域福祉活動 推進事業部門)	1	2018年 7月 4日	5
	2	2017年 7月25日	10		2	2018年 7月12日	6
	3	2017年 8月23日	9		3	2018年 8月 7日	6
	4	2017年10月 5日	10		4	2018年 8月23日	6
	5	2017年10月31日	9		5	2018年 9月12日	6
	6	2017年11月30日	9		6	2018年 9月25日	8
	7	2018年 2月 2日	10		7	2018年10月11日	6
	8	2018年 3月 8日	10		8	2018年11月 6日	6
策定委員会	1	2018年 6月 1日	10	テーマ別検討組織 (相談支援 事業部門)	9	2018年11月27日	6
	2	2018年 6月29日	10		1	2018年 7月 4日	7
	3	2018年 7月24日	9		2	2018年 7月20日	7
	4	2018年 8月28日	8		3	2018年 8月 8日	7
	5	2018年 9月25日	9		4	2018年 8月22日	7
	6	2018年10月30日	10		5	2018年 9月 5日	7
	7	2018年11月27日	10		6	2018年 9月20日	7
					7	2018年10月 4日	6
テーマ別検討組織 (人材育成部門)	1	2018年 7月24日	4	テーマ別検討組織 (福祉サービス 事業部門)	8	2018年10月17日	7
	2	2018年 8月16日	5		9	2018年11月 7日	6
	3	2018年 9月19日	5		10	2018年11月21日	6
	4	2018年10月 4日	5		1	2018年 8月 8日	7
	5	2018年11月14日	4		2	2018年 8月22日	7
テーマ別検討組織 (財政基盤 強化部門)	1	2018年 7月 6日	4	テーマ別検討組織 (福祉センター 事業部門)	3	2018年 9月 5日	8
	2	2018年 7月20日	4		4	2018年 9月19日	7
	3	2018年 8月 7日	4		5	2018年10月10日	9
	4	2018年 8月23日	4		6	2018年10月24日	7
	5	2018年 9月12日	3		7	2018年11月 7日	8
	6	2018年10月 4日	4		8	2018年11月21日	4
	7	2018年10月26日	4		1	2018年 7月13日	7
	8	2018年11月14日	4		2	2018年 7月27日	6
	9	2018年11月21日	3		3	2018年 8月23日	6
					4	2018年 9月 5日	6
			5	2018年 9月20日	6		
			6	2018年10月18日	6		
			7	2018年10月31日	5		
			8	2018年11月15日	6		

様式 (様式については、年度ごとで見直すこととし、必要に応じ加除修正します。)

進捗状況評価シート

作成日
 担当係 (施設)
 担当者

1 5年後のゴール	
<ゴールの内容ごとに1シートつくる>	

2 位置付け	
<項目>	<内容> ※内容の下があれば、それも記入。(相談の事業所別など)

3 担当係(施設)の取組		
今年度の目標 (目標完了時の全体達成度%)	具体的取組	結果
(%)		

4 結果 (◎、○の要因、新たに行った取組など)	5 課題 (×の要因・その他問題点など)

6 担当係(施設)以外の取組	(年度末評価時のみ。ゴールに対し担当外の取り組みで効果的なものを記入)	係名

7 次年度の目標案	(年度末評価時のみ記入)

8 評価		
第一次評価(実務担当者)	評価理由	
高5 4 3 2 1低 ○		
第二次評価(管理者)	評価理由	
高5 4 3 2 1低 ○		
課長評価	コメント	
高5 4 3 2 1低 ○		

9 特記事項	

様式 (様式については、年度ごとで見直すこととし、必要に応じ加除修正します。)

参考例

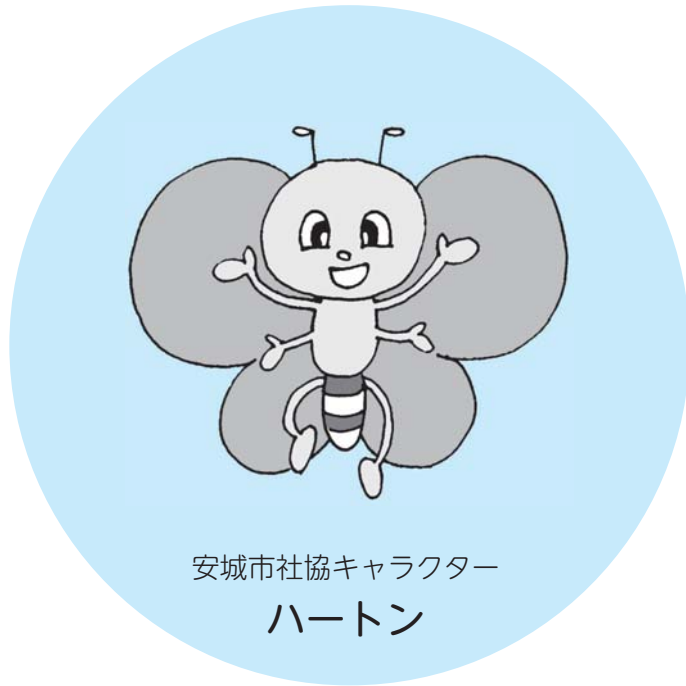
進捗状況評価シート

作成日 H32・3・20
 担当係 (施設) 企画財務係
 担当者 ○○○○

1 5年後のゴール	
・会員の拡大 (特別会員数 69件 → 85件)	
2 位置付け	
・安定した経営	・財源と事業運営
3 担当係(施設)の取組	
今年度の目標 (目標完了時の全体達成度%)	具体的取組
73件 (20%)	・各種企業、団体への案内文の送付
	・企業訪問の実施
	結果
○	○
4 結果 (◎、○の要因、新たに行った取組など)	
・具体的な取組み内容を実施することで、目標どおり73件に拡大することができた。	
5 課題 (×の要因・その他問題点など)	
・日赤法人会員の案内時に特別会員のチラシを同封したが、あまり効果的ではなかったため、案内文の内容などを含め、再検証が必要である。	
6 担当係(施設)以外の取組 (年度末評価時のみ。ゴールに対し担当外の取り組みで効果的なものを記入)	
・各福祉センターにつながるのがある企業や団体を紹介してもらい、案内文の送付や訪問を実施	
係名 各福祉センター	
7 次年度の目標案 (年度末評価時のみ記入)	
・特別会員数 73件 → 76件以上	
8 評価	
第一次評価(実務担当者)	評価理由
高5 4 3 2 1低	当初の目標を達成できたため。
○	
第二次評価(管理者)	評価理由
高5 4 3 2 1低	当初の目標を達成できたため。
○	
課長評価	コメント
高5 4 3 2 1低	当初の目標を達成できたため。
○	
9 特記事項	

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



安城市社協キャラクター
ハートン

発展強化計画

発行年月 平成31年3月
編集・発行 社会福祉法人安城市社会福祉協議会
〒446-0046 安城市赤松町大北78番地4
(安城市社会福社会館内)
TEL (0566) 77-2941
FAX (0566) 73-0437